



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会
(7月定例会)



日時：令和8年7月17日（金）午後1時30分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う市民アンケート等の実施について
【情報提供】（都市整備局地域まちづくり課） 資料 1
- (2) 特別展「絵図で旅する幕末の横浜」の開催およびチラシ掲示について
【掲出依頼】（横浜市都市発展記念館） 資料 2
- (3) 土砂災害に備えたがけ地調査について
【情報提供】（神奈川県横浜川崎治水事務所 急傾斜地第一課） 資料 3
- (4) 令和8年度神奈川県社会福祉協議会費の納入について
【納入依頼】（神奈川県社会福祉協議会） 資料 4
- (5) 令和8年度 年末たすけあい募金事業配分助成説明会のご案内について
【情報提供】（神奈川県社会福祉協議会） 資料 5

- (6) 「共同募金 2026 地域版神奈川区だより」配布のお願いについて
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会) 資料 6
- (7) 横浜市消防局が提供するふるさと納税特別プログラムについて
【周知依頼】(神奈川消防署) 資料 7
- (8) 災害時要援護者名簿の年次更新及び個人情報の保護に関する研修会の開催について
【情報提供】(福祉保健課) 資料 8
- (9) 災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結等について
【情報提供】(福祉保健課) 資料 9
- (10) 民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員補充に係る令和8年7月1日付委嘱状況及び12月1日付欠員補充に向けた推薦について
【協力依頼】(福祉保健課) 資料 10
- (11) 令和8年度ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施について
【情報提供】(福祉保健課) 資料なし
- (12) 「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について
【情報提供】(区政推進課) 資料 11
- (13) 横浜グリーンエクスポにおける「レッツグリーンアクション」及び「球根ミックス花壇づくり」の募集等について
【情報提供】(区政推進課) 資料 12
- (14) 神奈川区制 100 周年 PR ポスターの掲出について
【掲出依頼】(区政推進課) 資料 13
- (15) 令和8年度地域の担い手創出支援事業 「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について
【情報提供】(区政推進課) 資料 14

- (16) 神奈川区つながりまちづくり学校 2026 の受講生募集について
【推薦依頼】（区政推進課）資料 15
- (17) 神奈川区デジタル活用交流勉強会の参加希望自治会町内会の募集について
【情報提供】（区政推進課）資料 16
- (18) 神奈川区民まつりポスターの掲出について
【掲出依頼】（神奈川区民まつり実行委員会事務局）資料なし
- (19) 神奈川区民まつり分担金について
【納入依頼】（神奈川区民まつり実行委員会事務局）資料 17
- (20) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について
【掲出依頼】（地域振興課）資料 18

※（１）・（６）・（１２）・（１３）・（１５）は市連会からの議題です。

《 9 月定例スケジュール 》

（地域振興課）

・ 9 月区連定例会の開催について

◇日 時：令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 1 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

・ 9 月の配送便（白袋）について

9 月の配送便は 9 月 25 日（金）までに送付予定です。



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥング

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027



1 横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う市民アンケート等の実施について 【資料 1】

令和7年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）改定を踏まえ、現在、区プランの改定を進めています。区プランは、地域の特性や課題を踏まえ、まちの将来像や方針を示すものです。市民のみなさまのご意見を伺いながら検討を進めるため、7月末からアンケートやパネル展を実施します。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

（1）市民アンケートについて

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAXで回答

期 間：7月27日（月）～8月31日（月）

（2）パネル展について

場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8月3日（月）～8月31日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で1週間程度開催予定）

※神奈川区役所では、8/3（月）～8/14（金） 本館1階リユース文庫スペースで開催。

※8/5（水）および8/12（水）はパネル展の開催はありません。

【問合せ先】

都市整備局地域まちづくり課 担当：奥村・山崎・岩谷・大串・豊島

電話：671-2939 FAX：663-8641

2 特別展「絵図で旅する幕末の横浜」の開催およびチラシ 掲示について 【資料 2】

掲出依頼

横浜都市発展記念館では、特別展「絵図で旅する幕末の横浜」展示において神奈川県関係する幕末期や明治期の絵図資料を展示いたしますので、区民の皆様への御周知を賜りたく、協力の依頼をさせていただきます。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会様あてにチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

会期 令和8年7月18日（土）～9月27日（日）

会場 横浜都市発展記念館（中区日本大通12）

時間 9：30～17：00（券売は16：30まで）

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）

観覧料 一般800円、小中学生・市内在住65歳以上400円

【問合せ先】

横浜都市発展記念館

担当：西村（学芸担当係長）・亀岡（広報）

電話：663-2424 FAX：663-2453

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施しています。

神奈川区では令和8年8月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、神奈川区内及び隣接区にまたがるがけ地約280箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いいたします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会様あてにチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

神奈川県横浜川崎治水事務所 急傾斜地第一課 担当：浅尾・濱野

電話：411-2520 FAX：411-2602

4 令和8年度神奈川区社協会費の納入について

【資料 4】

納入依頼

神奈川区社会福祉協議会第4種会員（自治会・町内会）の会費納入について、自治会・町内会の皆様にご協力をお願いいたします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【概要】

- 1 会費額 対象世帯数×50円

※対象世帯数は令和8年6月10日現在で区役所にお申し出いただいている数を参考に算出しています。

※世帯数が異なる場合は、実際の世帯数に合わせた金額でお願いいたします。

- 2 納入期限 令和8年9月30日（水）

- 3 納入方法 ア 単位自治会町内会ごとに納入

イ 地区連合自治会町内会とりまとめ

（参考）令和7年度に連合でとりまとめいただいた地区

・神之木西寺尾・大口七島・白幡・浦島丘・三ツ沢・神大寺・片倉・羽沢

【添付書類】

①単位自治会町内会ごとに納入いただく場合の依頼文書

②地区連合自治会・町内会とりまとめにより納入いただく場合の依頼文書

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：後藤 TEL：311-2014 FAX：313-2420

5 令和8年度 年末たすけあい募金事業配分助成説明会 のご案内について

情報提供

【資料 5】

神奈川区内で実施される地域団体や福祉関係団体等が主催する交流事業等に、年末たすけあい募金より配分助成いたします。

詳細については、下記のとおり説明会を実施いたしますので、積極的なご活用をお願いいたします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【説明会（会場：は一と友）】

令和8年8月3日(月)①10:30～、②14:00～

※説明内容は各回同一となります。

※申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

※手引きや申込書類は、8月3日から神奈川区社協 HP でもダウンロードできますのでご活用ください。

神奈川区社協 HP 【<http://www.kanakushakyo.com/>】

【事業配分の概要】

1. 対象の事業

神奈川区内で実施される地域団体や福祉関係団体等が主催する交流事業等に、年末たすけあい募金より配分助成を行います。

2. 対象となる事業の実施期間

(A 期間) 令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

(B 期間) 令和9年4月1日(木)～令和9年9月30日(木)

3. 申込受付期間

(A 期間に実施する事業) 8月3日(月)～31日(月) 9:00～17:00

(B 期間に実施する事業) 2月1日(月)～26日(金) 9:00～17:00

※いずれも土日祝日を除く

【問合せ先】

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会 担当：沖・佐野

TEL：311-2014 FAX：313-2420

6 「共同募金 2026 地域版神奈川区だより」配布のお願いについて

協力依頼

【資料 6】

令和8年10月から始まる共同募金運動の趣旨及び募金の使途の周知を図り、募金への協力を呼びかけるため、共同募金広報紙A4版「共同募金 2026 地域版神奈川区だより」の各世帯への配布をお願いいたします。

つきましては、8月下旬に配送業者から、「広報よこはま神奈川区版9月号」と併せて直接各自治会町内会の広報配付担当者様へお送りいたしますので、各世帯への配布についてご協力くださいますようお願いいたします。

【添付資料】

「共同募金 2026 地域版 神奈川区だより」全戸配布の協力依頼について

参考資料：共同募金 2025 地域版 神奈川区だより

【問合せ先】

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会 担当：田邊

電話：311-2014 FAX：313-2420

7 横浜市消防局が提供するふるさと納税特別プログラムについて

【資料 7】

ふるさと納税特別プログラム「消防体験」の御案内をさせていただきますので、自治会町内会での周知をお願いいたします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

○対象者

横浜市に寄附していただき、体験を希望される方（先着順）

※横浜市内在住の方も対象 ※陸の体験は6歳以上の方が対象

※体験者が18歳未満の場合は、必ず保護者の引率が必要

※2万5千円以上の寄附で1名体験が可能

○体験場所

陸の消防体験・・・体験場所：神奈川消防署、港南消防署、泉消防署

空の消防体験・・・横浜ヘリポート

○申込み方法

消防局ホームページ内、予約フォームから

○申込み期限

希望日の前から2か月前の末日まで

○人数

各回の最小催行人数は4名

○神奈川消防署は8月2日（日）、10月18日（日）、12月6日（日）に実施

※各日午前10時00分から正午まで

【問合せ先】

神奈川消防署 担当：田村・浅水・大矢 電話：316-0119 FAX：316-0119

8 災害時要援護者名簿の年次更新及び個人情報の保護に関する 研修会の開催について

情報提供

【資料 8】

平成 26 年度から、区と協定を締結した自治会町内会に災害時要援護者名簿をお渡ししています。今年度も、協定締結済みの自治会町内会を対象に「名簿の年次更新及び個人情報の保護に関する研修会」を開催いたします。

つきましては、7 月下旬頃に福祉保健課から直接、郵便にて名簿提供の協定を締結している各自治会町内会長様宛に御案内をお送りいたしますので、御参加くださるようお願いいたします。

【開催概要】

下記のうち御都合がよい日に御参加願います。

◇日 時：①令和 8 年 9 月 4 日（金）18 時から 19 時まで

②令和 8 年 9 月 5 日（土）10 時から 11 時まで

③令和 8 年 9 月 7 日（月）10 時から 11 時まで

※3 回とも同じ内容です。

※いずれも御都合が悪い場合は個別に調整させていただきます。

◇場 所：神奈川区役所 本館地下 1 階 機能訓練室、研究室

◇参加者：①情報管理者（自治会町内会長）

②今年度初めて情報取扱者になった方

【問合せ先】

◇研修会全般について

福祉保健課運営企画係 担当：黒米・鷹羽 電話：411-7131 FAX：316-7877

◇名簿作成について

高齢・障害支援課相談支援係 担当：橋本・木村 電話：411-7097 FAX：324-3702

9 災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結等について

【資料 9】

情報提供

神奈川区では発災時に要援護者の安否確認や避難・救出活動が円滑に行われるよう、地域における要援護者支援の取組を支援する一環として、希望する自治会町内会と協定を締結（現在 114 団体）し、災害時要援護者名簿を提供しています。

つきましては、7 月下旬頃に福祉保健課から直接、郵便にて協定未締結の自治会町内会長宛に、新たに協定を締結する場合のスケジュール等のお知らせをお送りいたします。

【お知らせの概要】

○趣旨

新規協定締結の御案内

○対象

災害時要援護者に関する協定を締結していない自治会町内会

○申込方法

福祉保健課まで連絡

【問合せ先】

福祉保健課運営企画係 担当：黒米・鷹羽 電話：411-7131 FAX：316-7877

10 民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員補充に係る 令和8年7月1日付委嘱状況及び12月1日付欠員補充に 向けた推薦について

【資料 10】

協力依頼

7月1日付の民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員補充に係る候補者推薦に御協力いただき、誠にありがとうございました。御推薦いただいた候補者（民生委員・児童委員11名、主任児童委員1名）につきまして、12名全員が7月1日付で委嘱されましたので御報告申し上げます。

現在、欠員が生じている地区（地区連合）の自治会町内会長及び地区連合町内会長の皆様へ、福祉保健課から直接、郵便にて推薦に係る依頼文及び必要書類を送付いたします。
つきましては、候補者の推薦について御協力くださいますようお願いいたします。

【依頼事項】

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- ・各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会の開催
- ・推薦書類の作成

【推薦書類の提出期限】

9月11日（金）

※増員・減員については、各地区民生委員児童委員協議会会長を通じて、
8月14日（金）までに福祉保健課運営企画係まで御連絡ください。

【書類提出方法及び提出先】

郵送又はご来庁のうえ、御提出をお願いします。

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所福祉保健課運営企画係

【参考】開催していただく推薦準備会

民生委員・児童委員：地区推薦準備会（町内会単位で開催）

主任児童委員：連合地区推薦準備会（連合町内会単位で開催）

【問合せ先】

神奈川区福祉保健課運営企画係 担当：黒米・瀧澤・小山

電話：411-7132 FAX：316-7877

11 令和8年度ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」 推進事業の実施について

【資料なし】

情報提供

本市では、横浜市独自の取組として、市が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）及び地域包括支援センター（以下「包括」という。）と共有し、新たに名簿に登録された80歳以上のみ世帯の方を中心に各世帯を訪問する「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を実施しています。

つきましては、令和8年度においても引き続き本事業を実施しますので、ご承知おきください。

【目的】

民生委員が9月～11月に対象者を訪問し、その結果を包括及び福祉保健センターと共有することで、支援を必要とする世帯を効果的に把握するとともに、状況に応じて相談支援や地域における見守り活動等へ適切につなげています。

※当該情報は、個人情報保護審議会の承認に基づき、民生委員及び包括に限り提供・共有しています。

【問合せ先】

神奈川区福祉保健課運営企画係 担当：黒米・瀧澤・小山

電話：411-7132 FAX：316-7877

12 「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について

【資料 11】

情報提供

今後4年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6月5日に横浜市会において議決されました。

本計画の策定に当たりましては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたしますとともに、本計画の周知に御協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【問合せ先】

政策経営・国際戦略局経営戦略課 担当：山口、岡田、河西、奥田

電話：671-2010 FAX：663-4613

13 横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び「球根ミックス花壇づくり」の募集等について 【資料 12】

情報提供

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の5会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【問合せ先】

- ・「レッツグリーンアクション」の企画募集について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：藤原、木下

電話：671-4627 FAX：212-1223

- ・「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集について

みどり環境局戦略企画課 担当：野本 電話 671-2032 /FAX 550-4093

- ・「機運醸成ステッカー」の掲出について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：西尾、雨宮

電話 671-4627 /FAX 212-1223

14 神奈川区制 100 周年 PR ポスターの掲出について

【資料 13】

掲出依頼

2027 年の神奈川区制 100 周年を区民の皆さんに知っていただき、機運を醸成するため、ポスターの掲出にご協力をお願いいたします。

つきましては、7 月の配送便にて各自治会町内会様あてにポスターをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

掲出期間： 令和 8 年 7 月から令和 9 年 12 月まで（予定）

このたびお配りする区制 100 周年 PR ポスターは、区民ヒアリングや区民アンケートを経て決定した、100 周年記念事業のテーマの要素を取り入れて作成しました。

【神奈川区制 100 周年記念事業のテーマ】

- ・地域の魅力と誇りを再確認する
- ・人と人とのつながりを育む
- ・次の 100 年に向けて未来への希望を紡ぐ

【問合せ先】

神奈川区区政推進課広報相談係 担当：大塚・泉・数本

電話：411-7021 FAX：314-8890

15 令和8年度地域の担い手創出支援事業

情報提供

「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について【資料14】

自治会町内会の役員様向けに、「自治会町内会の担い手づくり」をテーマとした、新たな参加者を増やし、地域のつながりづくりを目的とした講座を市内4か所で開催します。

つきましては、事業周知のため、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシをお送りいたします。

【日程】

第1回：令和8年9月5日（土） 第2回：令和8年9月10日（木）

第3回：令和8年9月16日（水） 第4回：令和8年9月29日（火）

※申込方法：別添チラシに記載のとおり、電子申請システムでの申請またはEメール、電話のいずれかで神奈川区区政推進課地域力推進担当あてに申込み。

FAXの場合は、市民局地域活動推進課あてに申込み。

申込締切：令和8年8月14日（金）

【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：大内・小池 電話：671-3624 FAX：664-0734

神奈川区区政推進課地域力推進担当 担当：齋藤・柄本・後藤

電話：411-7026 FAX：314-8890

16 神奈川区つながりまちづくり学校 2026 の受講生募集 について

【資料 15】

推薦依頼

神奈川区では、地域の課題解決のための人材育成とスキルについて学ぶことを目的とした実践的な講座として「つながりまちづくり学校」を開催しています。

地域で新たな取組や活動の工夫を考えている方を対象に、自分の興味や関心を活かし、地域の仲間とともに「こうなったらいいなという思いを形にしていく」プロセスや対話の手法にふれる全5回の連続講座です。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてチラシを10部お送りいたしますので、地域で新たな活動や活動の工夫を考えている方へチラシをお渡しいただき、ご推薦をお願いいたします。

【対象者】

- ・区内在住、在学、在勤の方
- ・これから区内で何か地域活動をやってみたい方
- ・区内で自治会町内会等の地域活動（青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、おやじの会など）に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
- ・上記以外で区内の地域活動に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方

【推薦方法】

地域で新たな活動や取組の工夫を考えている方へチラシをお渡しいただき、ご本人から直接申込みいただくようご案内をお願いいたします。

【問合せ先】

神奈川区区政推進課地域力推進担当 担当：齋藤・柄本・後藤

電話：411-7026 FAX：314-8890

17 神奈川区デジタル活用交流勉強会の参加希望自治会 町内会の募集について

【資料 16】

情報提供

神奈川区では、自治会町内会の情報発信力向上をサポートするため、ホームページの開設や運用について学べる講座を開催します。「IT が苦手」「何から始めたらよいかわからない」といった方でも安心して参加いただける全 2 回の講座です。ホームページの開設等をご検討中の自治会町内会の皆様を対象に、講座への参加団体を募集します。

つきましては、7 月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを同封しますので、役員や広報担当の方へご共有をお願いします。

【概 要】

◇日時：第 1 回 令和 8 年 8 月 30 日（日）9:30～12:30

第 2 回 令和 8 年 9 月 13 日（日）①9:30～12:30 ②14:00～17:00

※①②とも同一内容

◇場所：神奈川区役所

◇参加対象者：区内自治会町内会関係者（役員・広報担当など）

※各自治会町内会 2 名まで参加可

区内在住でデジタルの情報発信に興味のある方

◇申込方法：案内チラシ裏面をご参照の上、8 月 24 日（月）までにメール、FAX、または横浜市電子申請・届出システムにてお申込みください。（事前申込み制）

◇定 員：自治会町内会 14 団体（応募多数の場合は抽選）

※詳細はチラシをご確認ください。



神奈川区 HP
二次元バーコード

【問合せ先】

神奈川区区政推進課地域力推進担当 担当：齋藤・柄本・後藤

電話：411-7026 FAX：314-8890

18 神奈川区民まつりポスターの掲出について

【資料なし】

掲出依頼

(8月)

今年度も神奈川区民まつりを反町公園・横浜銀行アイスアリーナにて開催します。

つきましては、8月中旬に各自治会・町内会へポスターをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いします。

【概要】

◇日 時：令和8年10月11日（日）午前10時から午後3時30分まで

◇場 所：反町公園・横浜銀行アイスアリーナ

【送付方法】

8月中旬に各単会長宛に事務局から直接郵送

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会事務局（地域振興課） 担当：狩野・越田

電話：411-7087 FAX：323-2502

19 神奈川区民まつり分担金について

納入依頼

【資料 17】

神奈川区民まつりの開催に伴う分担金について、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。また、お手数をおかけしますが、単位自治会町内会長の皆様は、分担金を地区連長あてにお渡しいただき、地区連長の皆様は、地区連合分と各町内会分をとりまとめの上、振込にて納入いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに依頼文をお送りいたします。

【概要】

◇依頼金額

・地区連合	構成団体が5以下	5,000 円
	〃 6以上9以下	10,000 円
	〃 10以上	20,000 円
・自治会・町内会	1単会あたり	5,000 円

◇納入方法

- ・単位自治会町内会長が9月18日（金）までに地区連長あてお渡し。
- ・地区連長が、各町内会分と地区連合分をとりまとめのうえ、9月30日（水）までに指定口座（神奈川区民まつり口座）へ振込。

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会事務局（地域振興課） 担当：狩野・越田

電話：411-7087 FAX：323-2502

20 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

【資料 18】

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」8・9月号を7月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 電話：671-2584 FAX：664-9533

横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う 市民アンケート等の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040 年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7 月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民アンケートとパネル展の概要

（1）市民アンケートについて

今後、特に力を入れてほしいまちづくりの取組や区の魅力等をお聞かせください。
いただいたご意見は今後素案作成に活用させていただきます。（選択式 6 問程度）

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAX で回答

期 間：7 月 27 日（月）～8 月 31 日（月）

※広報よこはま 8 月号（市版）はま情報にて、市民アンケート実施を掲載予定です。

※詳細は別紙チラシをご参照ください。チラシは、各区庁舎・地域ケアプラザ等にも配架予定です。

（2）パネル展について

今回の区プラン改定の背景や考え方をお知らせするために実施します。

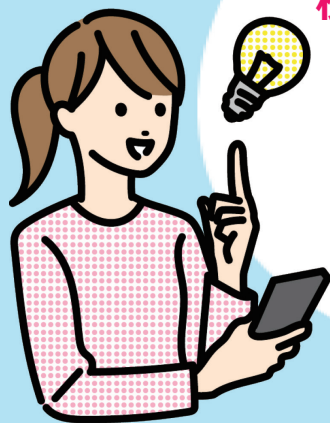
場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で 1 週間程度開催予定）

※詳細は、別紙チラシに掲載の市ホームページでご案内します。

都市整備局地域まちづくり課
担当 奥村・山崎・岩谷・大串・豊島
電話：045-671-2939 /FAX 045-663-8641
メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp



まちの将来像について ご意見をお聞かせください

皆さまのご意見を今後のまちづくりの参考とするため、アンケートのご回答にぜひご協力をお願いします。



実施期間 2026年7月27日 から **8月31日まで**

回答方法 ①【推奨】電子申請システムでのご回答

② ホームページに掲載のアンケート用紙でのご回答

・電子メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp

・郵送：横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階 都市整備局地域まちづくり課

・FAX：045-663-8641

市庁舎、区庁舎でパネル展を開催しています！

アンケート用紙のダウンロード、パネル展の詳細については

横浜市 地域別構想



で検索！

01 区プランって何？

区プランは、地域ごとの特性や課題に応じた具体的なまちづくりの方針を示すものです。

改定する区プランでは、14年後の**2040年**のまちの将来像やまちづくりの方針を示します。

02 アンケートで何を聞きたいの？

市民の皆様が実現してほしいまちづくりのために、**特に力を入れてほしい取組やまちの魅力**などについてお聞かせください。

今回いただいたご意見を参考に素案を作成し、今後改めてご意見を伺います。



ベビーカーでも移動しやすくして欲しい...

家の近くでも買い物できたらなあ



観光スポットが多くて楽しい！



03 区プランのエリア設定

土地利用の特徴や、暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏や経済活動ごとに、市域を4つのエリアに分けてまちの将来像を示す**エリア別方針**と、18区ごとの魅力や特徴を踏まえたきめ細やかなまちの将来像を示す**区別計画**を作成します。

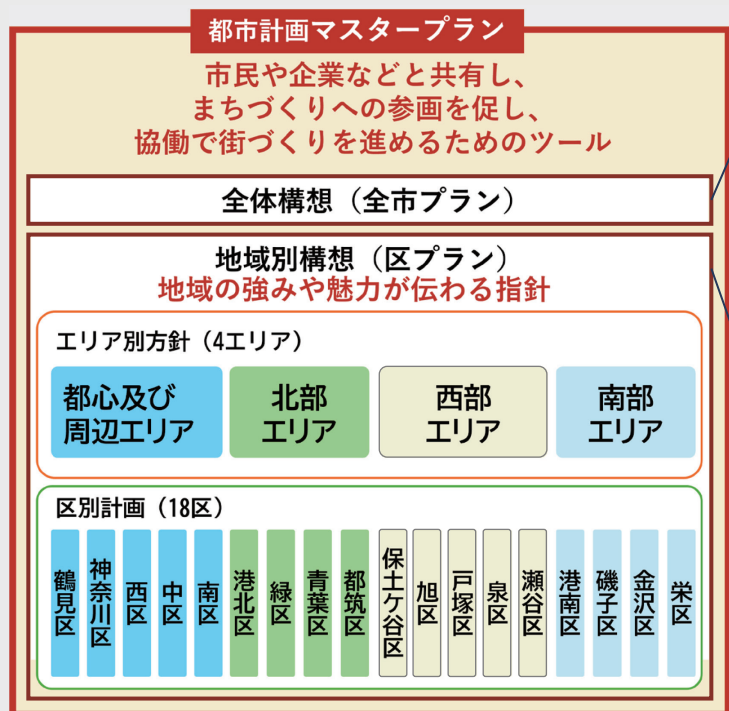


都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。また、市民の皆様など、まちに関わるすべての方々の「横浜をこんなまちにしたい」という思いを「まちの将来像」として共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものです。

都市計画マスタープランの構成



全体構想（全市プラン）

市域全体について、都市計画の基本的な方針を示したものです。
横浜市では令和7年5月に改定しました。



改定した全市プラン

地域別構想（区プラン）

地域の強みや魅力が伝わり、地域ごとの課題や特性に応じた具体的なまちづくりの指針です。現在の区プランは18区ごとに一冊で完結する構成ですが、今回の改定では市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。



現行の区プラン

スケジュール



- 前半区（8区） 西区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区
- 後半区（10区） 鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区

区連会 7 月定例会資料
令和 8 年 7 月 17 日
横浜都市発展記念館

自治会町内会長 各位

横浜都市発展記念館 館長

特別展「絵図で旅する幕末の横浜」チラシの掲出について（依頼）

平素より横浜都市発展記念館の活動にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜都市発展記念館では、横浜の幕末の地図資料を多数展示する特別展「絵図で旅する幕末の横浜」を開催します。展示では貴区に関する資料を展示いたします。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へチラシを掲出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

横浜都市発展記念館特別展「絵図で旅する幕末の横浜」チラシ

2 掲出期間

チラシ到着日から令和 8 年 9 月 27 日（日）

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

横浜都市発展記念館特別展「絵図で旅する幕末の横浜」チラシ（A4）

横浜都市発展記念館

中区日本大通 12

担当：西村（学芸担当係長）、亀岡（広報）

電話：（6 6 3）2 4 2 4

FAX：（6 6 3）2 4 5 3

YOKOHAMA

令和8年度横浜開港資料館・横浜都市発展記念館特別展

絵図で旅する 幕末の横浜

2026年(令和8年)7月18日(土)~9月27日(日)

会場: 横浜都市発展記念館 企画展示室
〒231-0021 横浜市中区日本大通12 Tel. 045-663-2424

開館時間: 午前9時30分~午後5時00分(券売は午後4時30分まで)

休館日: 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は開館、翌平日は休館)

観覧料: 一般: 800円 横浜市内在住65歳以上・小中学生: 400円

この料金で横浜都市発展記念館常設展および横浜ユーラシア文化館もご覧いただけます。
「身体障害者手帳」などをお持ちの方は無料です。入館の際に手帳をご提示ください。
毎週土曜日は小中学生・高校生は無料です。

主催: 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団(横浜開港資料館・横浜都市発展記念館)

共催: 横浜市教育委員会

後援: 朝日新聞横浜総局 / 神奈川新聞社 / 産経新聞社横浜総局 / 東京新聞横浜支局 / 日本経済新聞社横浜支局 / 毎日新聞社横浜支局 / 読売新聞横浜支局 / NHK横浜放送局 / tvk / FMヨコハマ

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

神奈川区では、令和8年8月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、神奈川区内及び隣接区にまたがるがけ地約280箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和9年度中に公表する予定です。



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



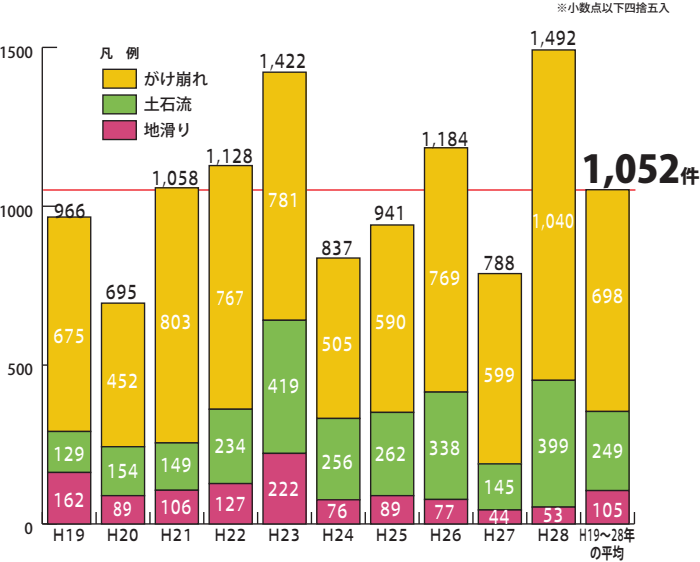
土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

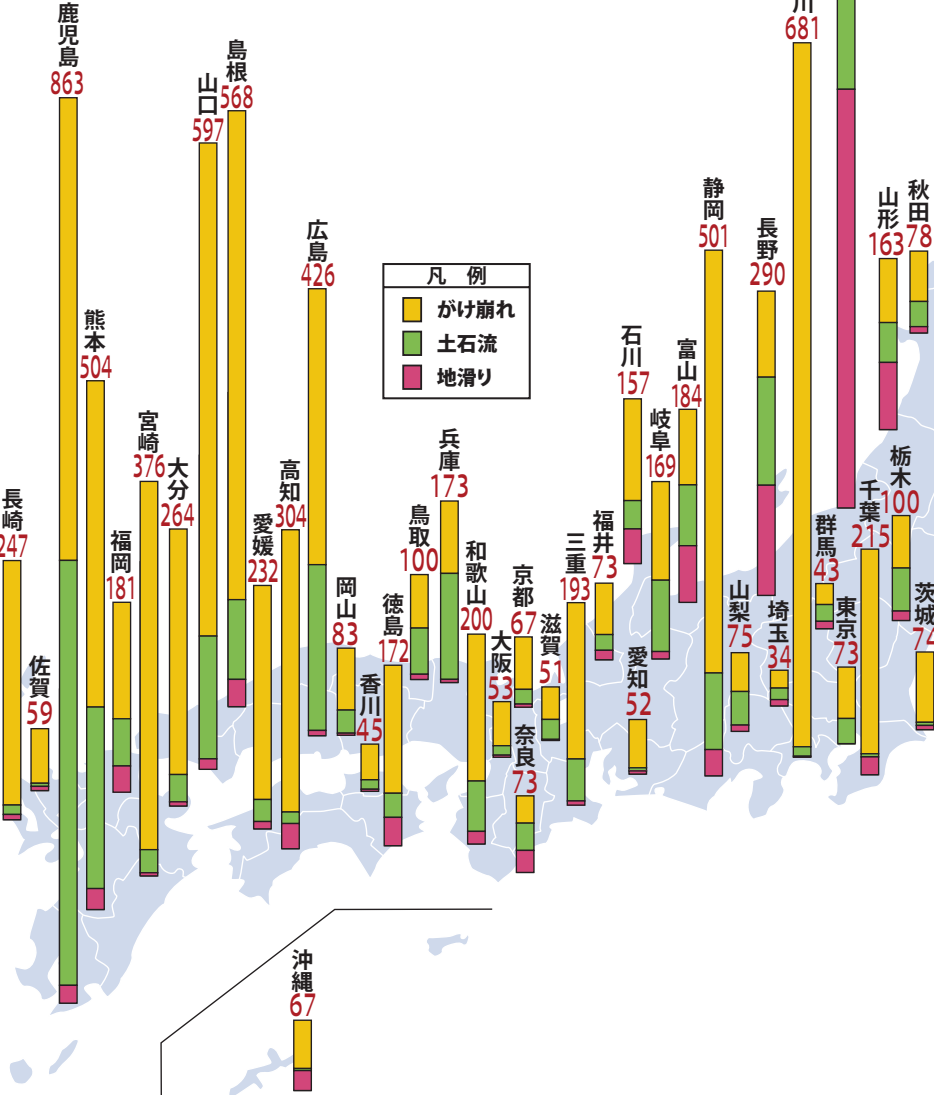
近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

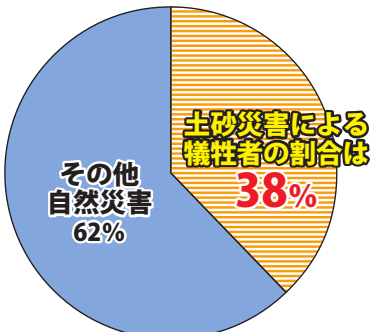


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

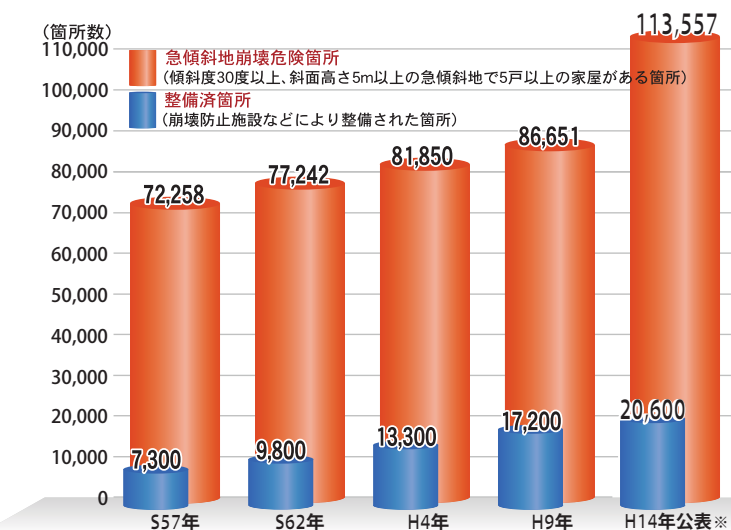
（『土砂災害防止法』とは） 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査
- ・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

〈警戒避難体制の整備等〉

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者利用施設の避難体制
- ・土砂災害ハザードマップの配布等

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

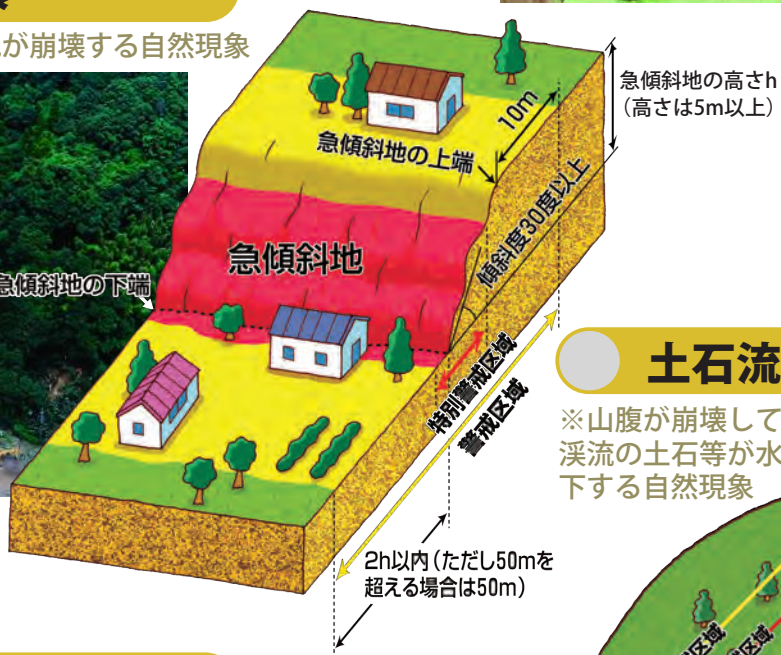
〈移転等の支援〉

- ・住宅金融支援機構の融資
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

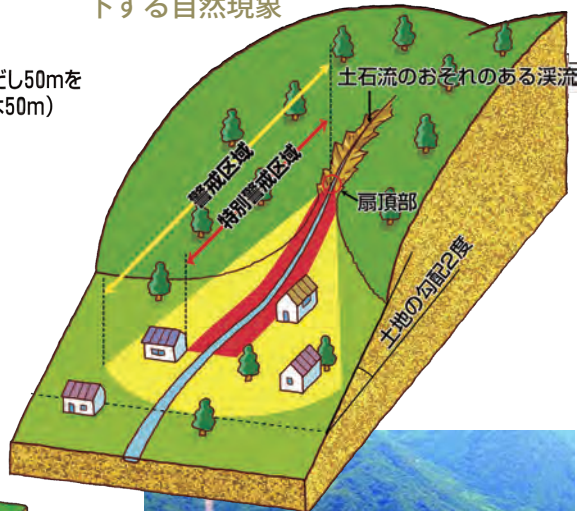
都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



※山腹が崩壊して生じた土石等又は
渓流の土石等が水と一体となって流
下する自然現象



※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

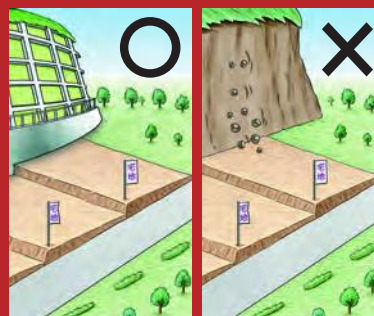
土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であることについて建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

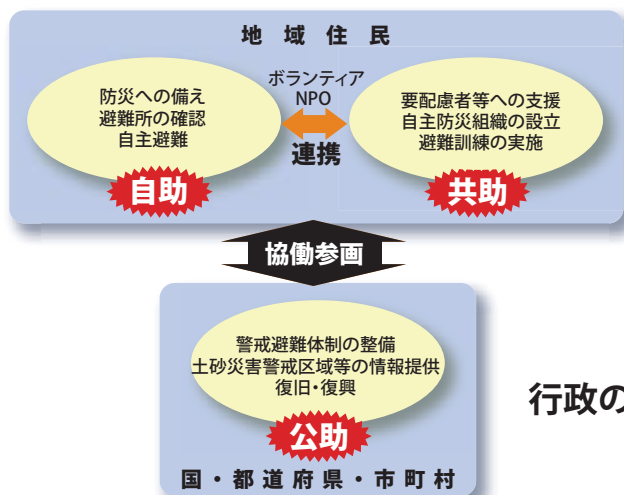
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。





土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）



各地区連合町内会自治会 会長 様

社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会 長 河 原 史 郎

令和 8 年度 社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会
第 4 種（自治会・町内会）会費納入について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、例年各地区における会費の取りまとめにご協力いただきありがとうございます。

皆様よりご協力いただいた会費は、各地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

今年度も、ご多用のところ恐縮ですが下記のとおりご協力賜りたくお願い申し上げます。

なお、この文書と同様のもの（コピー）を 1 部、各地区連合自治会町内会会計用として同封させていただいております。

1 送付内容

（1）令和 8 年度 区社協会費納入の流れ

（2）自治会・町内会あての依頼文書（別紙^例）

（3）令和 8 年度神奈川区社会福祉協議会会費額一覧表

※一覧表には、各自治会・町内会から会費をお預かりになる際、会計担当者様が
受領日、受領額を記載する欄を設けております。

※会費額について

対象世帯数は、令和 8 年 6 月 10 日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を
参考に、対象世帯数×50 円として算出しています。

世帯数が異なる場合は、実世帯数に合わせた金額を納入ください。

2 納入方法 次のいずれかの方法により納入ください

（1）窓口納入 本会窓口にて直接納入ください。

受付時間：月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時

※土日祝を除く

（2）郵便振替 同封の「払込取扱票」により最寄りの郵便局でお手続きください。

※各自治会・町内会あての領収書につきましては、窓口での納入の場合に限り発行いた
します。あらかじめご了承ください。

※窓口で納入される場合は、釣銭のないようご準備をお願いいたします。

3 納入期限

令和 8 年 9 月 30 日（水）

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会

担当：後藤・井野

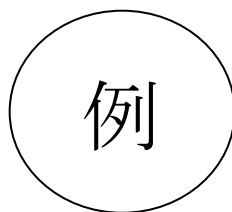
〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4

はーと友神奈川 1 階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

神区社協発第 202 号
令和 8 年 7 月 17 日

各自治会・町内会 会長 様



社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎

神奈川区社会福祉協議会・会費の納入について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

あわせて、昨年度の会費納入につきまして、多大なご協力を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

皆様よりご協力いただいた会費は、各地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、地域に根ざした福祉保健活動の充実に努めていく所存です。

さて、貴自治会・町内会からの会費納入につきましては、地区連合自治会町内会にて取りまとめて納入いただく方法で、ご協力いただいております。

つきましては、会計担当者様など各地区連合自治会町内会のご担当者様へお預けくださいますようお願い申し上げます。

1 会費額（第 4 種会費） 対象世帯数×50 円

（対象世帯数：令和 8 年 6 月 10 日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を参考に算出）

※各自治会・町内会の会費額は、別添の「会費額一覧表」をご参照ください。

※世帯数が異なる場合は、実際の世帯数に合わせた金額でお願いいたします。

2 納入方法

各地区連合自治会・町内会の会計担当の方へ直接お納めくださいますようお願いいたします。

3 参考資料

(1) 令和 8 年度 区社協会費納入の流れ

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会

担当：後藤・井野

〒221-0825 神奈川区反町 1 - 8 - 4

はーと友神奈川 1 階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

地区連合町内会で取り纏めいただける
各地区連合自治会・町内会長様 への文書

令和8年度 神奈川区社会福祉協議会 会費額一覧表

	連合名	名 称	世帯数	請求会費	受領日	受領額
<1>		合 計	1,050	52,500		
1	〇〇	〇〇町内会	100	5,000		
2	〇〇	〇〇町内会	200	10,000		
3	〇〇	〇〇町内会	350	17,500		
4	〇〇	〇〇町会	400	20,000		

従来のとおり単位自治会・町内会ごとに納入していただける
各地区連合自治会・町内会長様 あての文書

神区社協発第 202 号
令和 8 年 7 月 17 日

各地区連合自治会・町内会会長 様

社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎

令和 8 年度 社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会
第 4 種（自治会・町内会）会費納入について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記会費納入につきまして、今年度も別紙のとおり各町内会・自治会様へ依頼文書を送付いたします。

なお、皆さまからご協力いただいた会費は、地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、下記のとおりご協力いただきたくお願い申し上げます。

1 会費額

対象世帯数×50円

※各自治会・町内会の会費額は、別添の「会費額一覧表」をご参照ください。

※対象世帯数は、令和 8 年 6 月 10 日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を参考にしております。

※窓口で納入される場合は、釣銭のないようご準備をお願いいたします。

2 会費納入期限

令和 8 年 9 月 30 日（水）

3 各町内会・自治会あての依頼文書

別紙^例のとおり

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会

担当：後藤・井野

〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4

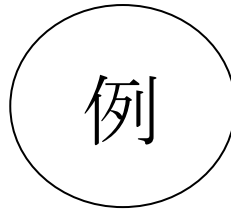
はくと友神奈川 1 階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

従来のとおり単位自治会・町内会ごとに納入していただける
各自治会・町内会長様 あての文書

神区社協発第 202 号
令和 8 年 7 月 17 日

各自治会・町内会 会長 様



社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎

令和 8 年度 神奈川区社会福祉協議会正会費の納入について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

あわせて、昨年度の会費納入につきまして、多大なご協力を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

皆様よりご協力いただいた会費は、各地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、地域に根ざした福祉保健活動の充実に努めていく所存です。

つきましては、下記のとおり今年度の会費納入にご協力賜りたくお願い申し上げます。

1 会費額（第 4 種会費） 対象世帯数×50 円

（対象世帯数：令和 8 年 6 月 10 日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を参考に算出）

※各自治会・町内会の会費額は、別添の「会費額一覧表」をご参照ください。

※世帯数が異なる場合は、実際の世帯数に合わせた金額でお願いいたします。

2 納入方法 次のいずれかの方法により納入ください

(1) 窓口納入 本会窓口にて直接納入ください。

受付時間：月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時

※土日祝を除く

※窓口で納入される場合は、釣銭のないようご準備をお願いいたします。

(2) 郵便振替 同封の「払込取扱票」により最寄りの郵便局でお手続きください。

3 納入期限 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会

担当：後藤・井野

〒221-0825 神奈川区反町 1－8－4

はーと友神奈川 1 階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

令和8年度 区社協会費納入の流れ（連合取りまとめ方式）

【連合自治会町内会（会長、会計担当）】

7月17日 区連会

会費納入について区社協より依頼します。

7月17日

各連合自治会町内会長様に、下記の文書を区連席上で配付します。

- ① 会費納入の依頼文書
- ② 会費納入流れ図（本書類）
- ③ 各自治会・町内会あての依頼文書(参考)
- ④ 各自治会・町内会への会費額一覧表
- ⑤ 払込取扱票

連合町内会ご担当
（会計担当等）

会費を持参

会費額一覧表を参照し、各自治会より会費を受領いただきますようお願いいたします。

各自治会町内会からの会費を取り纏めいただきましたら、郵便振替もしくは区社協窓口での直接納入により納入くださいますようお願いいたします。

会費納入の際には、各自治会町内会様からお納めいただいた金額をお知らせください。

会費納入 期限 9月30日（水）

神奈川区社協事務局

領収書の発行

【各単位自治会・町内会】

7月22日

配送便にて各単位自治会町内会様に、会費納入の依頼文書を配送します。

送付文書

- ① 各自治会・町内会あての依頼文書
- ② 会費納入流れ（本書類）

各連合自治会町内会担当者様に、区社協会費をお納めください。
（令和8年6月10日現在の加入世帯数×50円にて算出しております。世帯数が異なる等、依頼金額と納入金額が異なる場合は、その旨、担当者様にお伝えください）

お知らせいただいた金額を確認し、領収書を発行、お届けします。

※領収書発行は窓口納入の場合のみになりますので予めご了承ください。

神区社協発第 184 号
令和 8 年 7 月 1 日

各 位

社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎

令和 8 年度 年末たすけあい募金配分事業説明会の開催について

日頃より、本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

本会では、区内における地域福祉の推進を目的として、年末たすけあい募金の一部を区民の皆さまが自主的に企画する福祉事業に配分する、「年末たすけあい募金配分事業」を実施しています。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会に出席されない場合でも申請は可能です。説明会終了後、本会ホームページに申請書類を掲載しますのでご活用ください。本会窓口でも配布いたします。(ホームページアドレス <https://www.kanakushakyo.com/>)

1 開催日時 令和 8 年 8 月 3 日 (月)

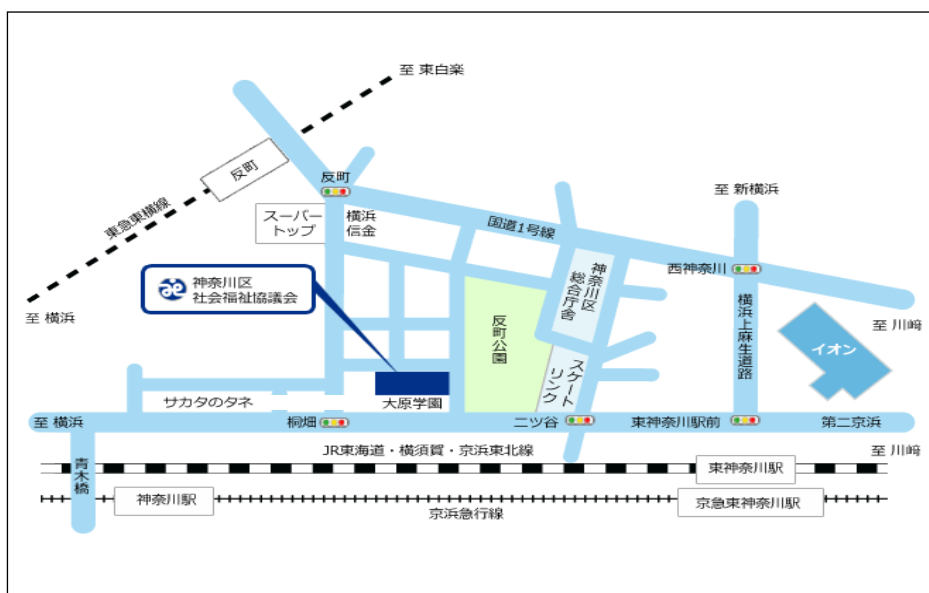
① 10:30～11:30

② 14:00～15:00

いずれも同一内容です。

地区社協会長・事務局会議 (7 月 27 日開催) でも説明を行います。

2 開催場所 神奈川区福祉保健活動拠点 2 階 多目的研修室



担 当 : 沖・佐野

電 話 : 045-311-2014

FAX : 045-313-2420

E-mail : info@kanakushakyo.com

令和8年7月17日

各地区連合会長 様

社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市神奈川区支会
支会長 河原 史郎

「共同募金 2026 地域版 神奈川区だより」全戸配布の協力依頼について

共同募金運動の推進につきまして、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度も多くのご寄付をお預かりし、地域福祉のための事業や社会福祉施設・団体の活動のために役立てることが出来ますのも、戸別募金を始めとした自治会・町内会の皆様のご協力によるものであると深く感謝申し上げます。

今年度も10月から全国一斉に共同募金運動が始まります。運動に先立ち、地域の皆様に共同募金の使途等をお伝えすることを目的に「共同募金 2026 神奈川区だより」の全戸配布を行いたく、お手数をおかけいたしますが、自治会・町内会の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 依頼事項 自治会・町内会を通じた「共同募金 2026 神奈川区だより」全戸配布へのご協力をお願いいたします。
- 2 送付時期 令和8年8月下旬（「広報よこはま」9月号と同時期）
- 3 送付方法 配送業者から、各自治会・町内会の広報配布担当者様宛に、直接送付いたします。
- 4 「共同募金 2026 地域版 神奈川区だより」の概要
 - （1）体裁：A4版（両面）1枚
 - （2）内容：令和7年度共同募金実績および募金のつかいみち
令和8年度共同募金運動への協力依頼
- 5 添付資料 <参考資料> 共同募金 2025 地域版神奈川区だより（写）

【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市神奈川区支会
電 話：045-311-2014
FAX：045-313-2420
担 当：田邊・佐野



令和6年度 皆さまから
ご協力いただいた寄付金総額

26,961,727円

(内訳)

●赤い羽根共同募金 (一般募金)

13,229,509円

●年末たすけあい募金

13,732,218円



募金活動へのご協力
ありがとうございました

小・中学生は「学校募金」に、地域活動団体（自治会町内会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会など）は「戸別募金」「街頭募金」等にて募金活動にご協力いただきました。

寄付金の使いみち

赤い羽根募金 (一般募金)

県共同募金会の配分計画にもとづき、区内の福祉保健活動と、一部県域で活用されています。

年末たすけあい募金

年末年始に行われる地域活動など、すべて区内の福祉保健活動に使われています。



身近な地域で「集いの場」等の活動を運営・維持するために使われています。

- ボランティア・福祉活動団体事業
- 地区社協活動育成事業
- 低所得者支援事業
- 困窮者支援事業
- 管理経費

- 地域福祉活動団体・障がい施設助成
- ケアプラザ連携助成
- 地区社協活動助成
- ボランティア・福祉活動団体事業
- 事務費

- 広報啓発事業



広報紙を発行し、区内活動等の情報を広く発信しています。

助成団体より

～ありがとうメッセージ～

寄付により、会員の親睦や交流を深める企画を立てて、見学会が実施できています。ありがとうございました。



当事者団体社会見学

この活動をすることによって、共同募金の意義を地域住民に伝えることができていると思います。大変有難く感謝しています。



居場所・子育て支援事業



赤い羽根データベースはねっと
神奈川区



寄付者の皆さま、ありがとうございます。毎月3、4回の日本語教室を開催でき、学習者の日本語上達が楽しみです。



日本語教室

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

10月1日から赤い羽根募金が始まります。

令和7年度の全国共通テーマは

「つながりをたやさない社会づくり」

です。

こととして79回を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつながり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現していくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。



共同募金って
なに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

戦後復興の一助となることを目的として始まり、現在では皆さまがお住まいの地域のさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



共同募金って
何に
使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食サービス、子育て支援などのボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備をはじめ、生活困窮者への食支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動にも役立てられています。



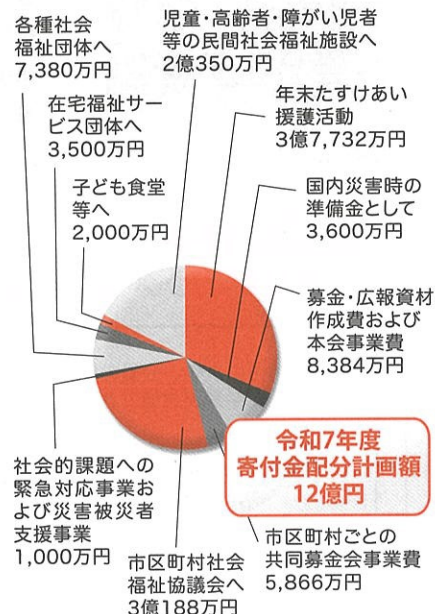
★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！



募金なのに、
どうして目標額が
あるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



「令和7年度の目標額は
12億円」

税制の特典があります！

◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。

◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

●共同募金の用途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>

●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階
電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



ふるさと納税で特別プログラム！ 「陸・空の消防」を身近に体験！

資料

7

消防の仕事を体験できる特別プログラムのご紹介です。

この体験は、横浜市内在住の方も含め、横浜市に一定額を寄附（『横浜消防を応援したい！（消防力の向上）』を選択）いただいた方を対象に、消防の仕事を体験できる特別プログラムにご参加いただけます。

令和 7 年度では、体験者全数 76 名のうち、13 組 36 名が横浜市内在住者の寄附者で、横浜市民に貴重な体験を楽しんでいただきました。

年齢の割合では、6～15 歳が 23%、40 代が 25%と半数を占めており、小学生のいる親子世代を中心にご愛用いただいている状況でございます。

地域で行う防災指導などにより、消防や防災に触れていただく機会がございますが、プラスアルファの体験をふるさと納税寄附者に対して、実施させていただくことをご紹介します。

1 対 象 者

横浜市にふるさと納税として寄附していただき、体験を希望される方（先着順）

- ※ 横浜市内在住の方も対象となります。
- ※ 陸の消防体験は 6 歳以上の方が対象となります（空の消防体験に年齢制限はございません）。
- ※ 体験者が 18 歳未満の場合は、必ず保護者が引率してください。

【特典の参加可能人数】

2 万 5 千 円 以 上 の 寄 附 で 1 名 体 験 可 能

（例）家族 2 名で体験を希望の場合は、2 名分の寄附が必要となります。

2 体 験 内 容

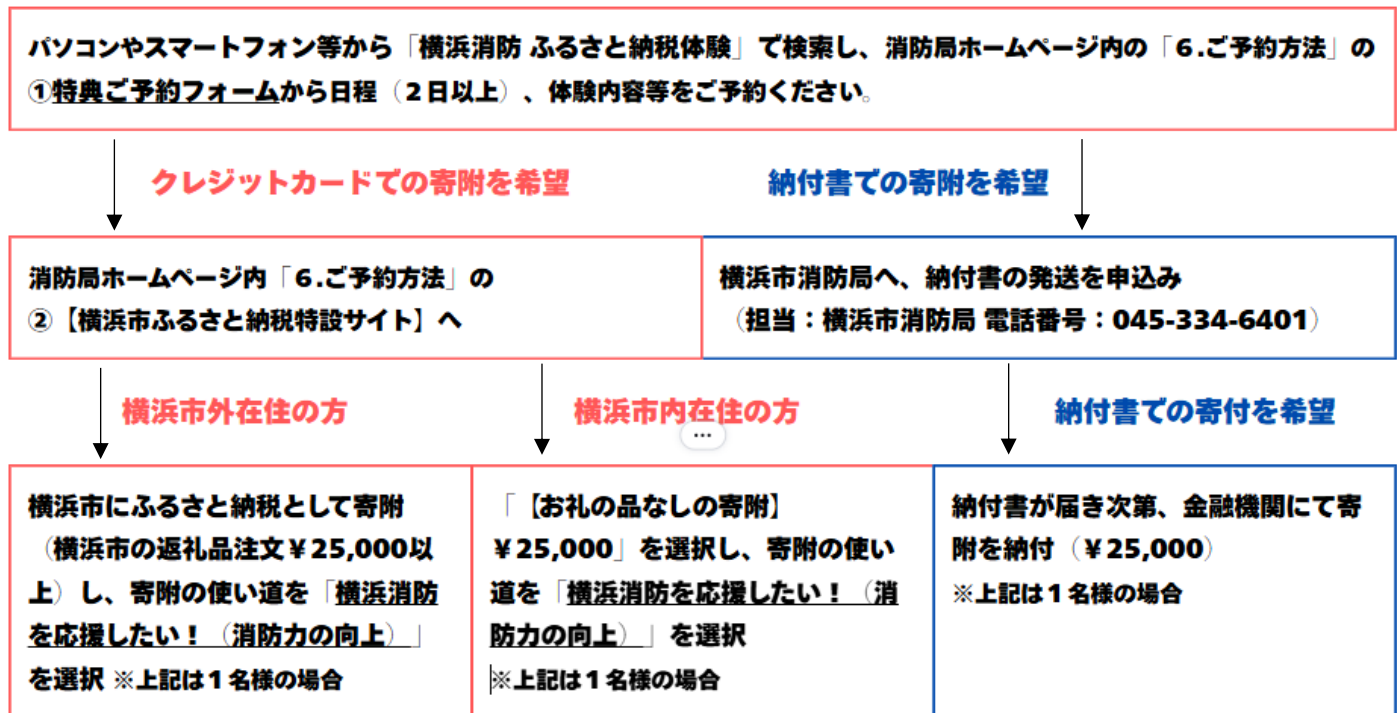
	陸の消防体験	空の消防体験
体験内容	・実際の消防車に乗って走行体験 ・火災想定訓練及び救出訓練体験 ・はしご車搭乗体験 ・消防車の前で記念撮影 など ※署により一部内容が異なります。	・特殊な訓練施設で行う訓練の見学 ・飛行しているヘリからの救助訓練を間近で見学 ・ヘリコプターの内部説明、見学 など ※空の消防体験では、地上に止まっているヘリコプターへの搭乗となります。（搭乗しての飛行はできません。）
体験場所	・神奈川消防署（神奈川区広台太田町 3 番 8 号） ・港南消防署（港南区港南四丁目 2 番 10 号） ・泉消防署（泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号）	・横浜ヘリポート（金沢区福浦三丁目 2 番地）

※体験内容は天候等により、当日変更される場合があります。

※その他詳細については、「横浜消防 ふるさと納税体験」で検索、または、消防局企画課までお電話ください。

3 ご 予 約 方 法

(※全額「横浜消防を応援したい」へのご寄附が必要です。)



4 注 意 事 項

- お申込み期限は、希望日の月から2か月前の末日までとします。(例) 令和8年10月18日(日)の体験日に予約したい場合→令和8年8月31日(月)までに要予約
※8月に関しては例外とし、実施日の7日前までの申込期限とします。
- 体験日当日に、横浜消防へのご寄附が証明できるもの(スクリーンショット、支払い画面の印刷物等)をお持ちください。確認が取れない場合は、体験をすることはできませんので、ご了承ください。

5 予 約 ・ 人 数 に つ い て

- 各回の最小催行人数は4名となります。4名以上集まらなかった場合は、中止又は延期等の連絡を体験希望日から2～3週間前までに電話又はメールで連絡します。
(※8月実施日のご予約は、体験日の3～7日前に連絡します。)
- 8月の体験日をご予約希望の方は、体験日の7日前までに、予約を申請してください。
- 各日程、上限人数に達した場合は、ご予約が完了している場合でも、日程調整させていただく場合がございます。

お問い合わせ先 横浜市消防局 企画課 Tel 045-334-6401

(送付文案)

区連会 7 月説明資料
令和 8 年 7 月 17 日
神奈川区福祉保健課

災害時要援護者名簿

情報管理者(自治会町内会会長) 各位

神奈川区福祉保健課長 石田 登

神奈川区高齢・障害支援課長 浅野 昌弘

災害時要援護者名簿の年次更新及び
個人情報の保護に関する研修会の開催について (依頼)

日頃から、災害時要援護者支援事業に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。
今年度の「災害時要援護者名簿の年次更新及び個人情報の保護に関する研修会」を開催いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。
お手数ですが、出欠について同封のハガキで **【8月14日(金)】まで**に御返信ください。

1 日時

下記の日程のうち、出席希望について同封の返信用ハガキにて御回答お願いします。
いずれも御都合が悪い場合は、個別に調整させていただきますので、御連絡ください。

① 令和 8 年 9 月 4 日 (金) 18 時 から 19 時まで

② 令和 8 年 9 月 5 日 (土) 10 時 から 11 時まで

③ 令和 8 年 9 月 7 日 (月) 10 時 から 11 時まで

※3回とも同じ内容です。

※参加者が特定の日に集中した場合、調整させていただく場合があります。

2 場所

神奈川区役所本館地下 1 階 機能訓練室・研究室

※9月4日・5日は、休日・夜間受付入口(反町公園側)からお入りください。

3 対象者

- ・情報管理者
- ・今年度初めて情報取扱者になられた方

裏面あり

4 実施内容

- (1) 名簿の更新（ファイルの中身（名簿）を入れ替えさせていただきます）
- (2) 個人情報の保護と活用に関する研修

5 事前提出物

出席回答票（同封の返信用ハガキ）

提出期限：令和8年8月14日（金）まで

6 当日の持ち物

- (1) 令和7年度災害時要援護者名簿（黄色いファイル）

※今年度の名簿は、前年度の名簿と交換になります。必ず御持参ください。

- (2) 事前アンケート ※調整中

- (3) 第2号様式（届出事項変更届） ※調整中

※届出事項に変更がある場合のみ

担当 福祉保健課運営企画係 黒米、鷹羽

電話：411-7131 FAX：316-7877

（名簿作成に関すること）

高齢・障害支援課 相談支援係 橋本、木村

電話：411-7097 FAX：324-3702

区連会 7 月説明資料
令和 8 年 7 月 17 日
神奈川区福祉保健課

自治会町内会長 各位

神奈川区福祉保健課長 石田 登

災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結等について（御案内）

日頃から、区の福祉保健行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当区では、発災時に要援護者の安否確認や避難・救出活動が円滑に行われるよう、地域における要援護者支援の取組を支援する一環として、希望する自治会町内会と協定を締結（現在 114 団体）し、災害時要援護者名簿を提供しています。

このたび、新たに協定の締結を希望される場合のスケジュール等を次のとおりお知らせします。まだ協定を締結しておらず、かつ災害時要援護の取組を実施していない自治会町内会につきましては、協定の締結又は町内会独自での取組の実施について御検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 申込方法

福祉保健課へ連絡をお願いいたします。

2 スケジュール（予定）

年 度	時 期	内 容
8 年度	8～1 月	申込受付
	2～3 月	協定締結の手続き
9 年度	6～8 月	対象者への事前通知、拒否の意思表示の受付、名簿の作成
	8 月下旬以降	名簿提供、個人情報の保護と活用に関する研修の実施

※スケジュールは、あくまでも令和 9 年度の名簿提供に間に合う目安ですので、2 月以降も随時協定締結の受付を行います。ただし、名簿提供の開始は令和 10 年度以降となる場合がございますので御了承ください。

3 その他

災害時要援護の取組に際して御不明な点等ございましたら、下記連絡先にお気軽に御相談ください。

担当 福祉保健課 運営企画係 黒米、鷹羽
電話：411-7131 FAX：316-7877

区連会 7 月 定例会 説明資料
令和 8 年 7 月 17 日
神奈川区福祉保健課

民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員補充に係る 令和 8 年 7 月 1 日付委嘱状況及び 12 月 1 日付欠員補充に向けた推薦について

日頃から、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員」という。）の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 7 月 1 日付の欠員補充に係る委嘱状況（推薦結果）について御報告申し上げますとともに、12 月 1 日付欠員補充に向けた推薦につき御依頼申し上げます。

1 令和 8 年 7 月 1 日付委嘱状況（推薦結果）について

民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員補充に係る候補者推薦に御協力いただき、誠にありがとうございました。

御推薦いただいた候補者（民生委員・児童委員 11 名、主任児童委員 1 名）につきまして、6 月 1 日の横浜市民生委員推薦会における審査を経て、横浜市長から厚生労働大臣へ推薦した結果、12 名全員が 7 月 1 日付で委嘱されました。その結果、7 月 1 日現在の区内の民生委員数は、現員数 282 人、欠員数は 34 人となりました。

【参考】定数・現員数等（令和 8 年 7 月 1 日現在）

	民生委員・児童委員				主任児童委員			
	定数	現員数	欠員数	欠員率	定数	現員数	欠員数	欠員率
神奈川区	280 人	248 人	32 人	11.4%	36 人	34 人	2 人	5.5%
市全体	4,224 人	3,739 人	485 人	11.4%	530 人	471 人	59 人	11.1%

	合計			
	定数	現員数	欠員数	欠員率
神奈川区	316 人	282 人	34 人	10.7%
市全体	4,754 人	4,210 人	544 人	11.4%

2 令和 8 年 12 月 1 日付欠員補充に向けた推薦について

民生委員の欠員補充については、毎年 7 月及び 12 月に実施しています。

このたび、12 月 1 日付の欠員補充に向け、現在欠員が生じている地区（地区連合）の自治会町内会長及び地区連合町内会長の皆様へ、推薦に係る依頼文及び必要書類を郵送いたします。

つきましては、該当する自治会町内会及び地区連合町内会におかれましては、候補者の推薦について御協力くださいますようお願いいたします。

なお、欠員補充の時期に合わせ、地区の委員数の増員・減員も行っています。増員・減員については、各地区民生委員児童委員協議会会長を通じて、福祉保健課運営企画係まで御連絡ください。

(1) 依頼事項

該当する自治会町内会長及び地区連合町内会長の皆様宛に、別途依頼文及び必要書類を送付いたします。以下の推薦に係る手続きについてお願いいたします。

ア 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦

イ 各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会の開催

ウ 推薦書類の作成

※ 詳細は別紙「横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続」参照

(2) 推薦書類の提出期限

9月11日（金）までに関係書類を下記担当宛に御提出ください。

※欠員補充の時期に合わせ、地区の委員数の増員・減員も行っています。増員・減員については、各地区民生委員児童委員協議会会長を通じて、8月14日までに福祉保健課運営企画係まで御連絡ください。

(3) 書類提出方法及び提出先

提出方法：御郵送又は御来庁のうえ、御提出をお願いします。

提出先：〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所福祉保健課運営企画係

【参考】開催していただく推薦準備会

民生委員・児童委員：地区推薦準備会（町内会単位で開催）

主任児童委員：連合地区推薦準備会（連合町内会単位で開催）

担当：神奈川区福祉保健課運営企画係
黒米、瀧澤、小山
電話：411-7132

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	◆新任 6 8 歳までの方 (昭和 32 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳（昭和 26 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。 ◆元職 7 4 歳までの方 (昭和 26 年 4 月 2 日以降出生)	◆新任 5 4 歳までの方 (昭和 46 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、58 歳（昭和 42 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u> ◆元職 6 0 歳までの方 (昭和 40 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、64 歳（昭和 36 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和 10 年(2028)年 1 1 月 3 0 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5 ～ 1 0 人	推薦人 5 ～ 1 0 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。
取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。
「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について

1 趣旨

今後 4 年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6 月 5 日に横浜市会において議決されました。※ 1

本計画の策定に当たっては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページで公表しました。

本計画は、「市民の実感」で政策の成果を測り、データに基づく検証・改善を重ねることとで、市民生活の向上を図ることを目指しています。

本計画に掲げた戦略や政策等を皆様と共有し、連携しながら、共に目指す都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組んでまいります。

本計画の周知に御協力のほど、何卒お願い申し上げます。

※ 1 附帯意見を付して議決

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 公表資料

単位会長あてに概要版パンフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

また、確定版冊子の販売及び概要版パンフレットの配布は以下のスケジュールで予定しています。

	確定版冊子（有償販売）	概要版パンフレット
7 月 2 日	市ウェブページ※ ² で公表済み	市ウェブページ※ ² で公表済み
7 月区連会	－	単位会長あて送付
7 月中下旬	－	配布開始予定 （市民情報センター、区役所等）
8 月頃	販売開始予定 （価格、時期など決まり次第、市ウェブページ※ ² で公表します）	－

※ 2 市ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>



政策経営・国際戦略局経営戦略課
担当 山口、岡田
電話 045-671-2010 /FAX 045-663-4613
メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp



横浜市中期計画 2026-2029

【概要版】

City of YOKOHAMA

横浜の未来

— 都市像「明日をひらく都市」へ(2040年頃の横浜のありたい姿)—

都市像「明日をひらく都市」は、2040年頃の横浜のありたい姿をあらわしています。「横浜市中期計画2026-2029」においても、「明日をひらく都市」を2040年頃の横浜のありたい姿として継承します。そして、横浜に関わる全ての皆様と、共に未来を切り拓いていくための共通の大方針として、引き続き共有、活用していきます。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。

ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。

これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。

様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。

多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。

たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。

多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。

自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。

横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、

世界のどこにもない都市を共につくりましょう。

明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

※「明日をひらく都市」は、変化が激しく先行きが見通しにくい不確実な社会にあって、「横浜市中期計画2022-2025」の策定を機に、法令等に留意し、4年ごとに策定する中期計画の指針にするという考え方に立って策定した都市像です。横浜市は、あらゆる機会を捉えてこの指針を内外に発信・共有し、横浜に関わる多様な人・企業・団体の皆様と共に未来を切り拓いていくための共通の大きな考え方として活用してきました。

※「明日をひらく都市」は、社会の変化に対応しながら持続可能で包摂的な都市を目指す方向性として示したもので、横浜市基本構想(2006(平成18)年策定)を踏まえて策定しています。「明日をひらく都市」を本計画でも継承していくとする考えのもと、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

計画の考え方

【 計画の位置付けと策定経過 】

「横浜市中期計画2026-2029(以下「本計画」という。)」は、2040年頃の横浜のありたい姿として、都市像「明日をひらく都市」を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、「市民生活の安心・安全」と「横浜の持続的な成長・発展」を目指す、横浜市の新たな中期計画です。

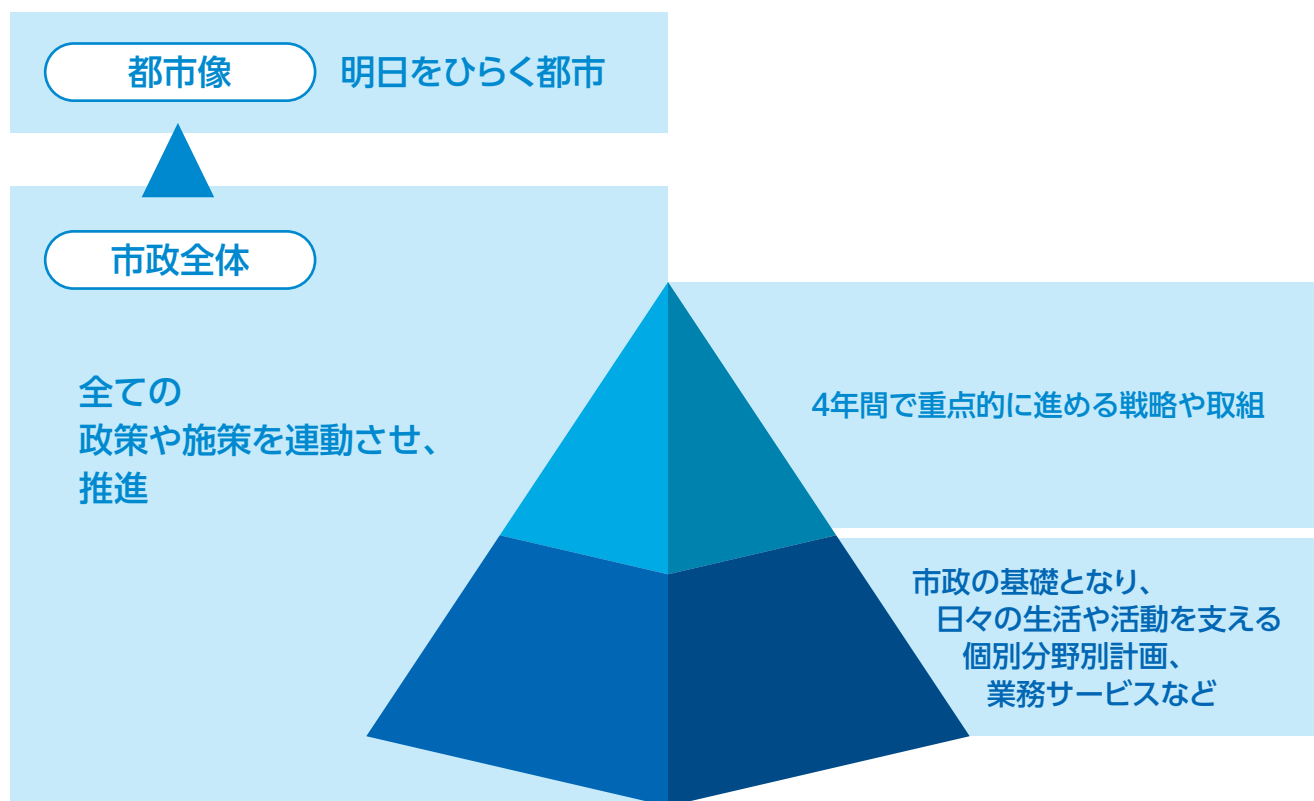
【 本計画の特徴 】

本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、「都市像」、「戦略」、「政策」、「施策」の体系化や、計画で予算を固定せず、行政・財政を変革させながら最適な事業を追求するとした前計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的・体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

【 市政の基調と目指す都市 】

平和や人権の尊重を市政の基調に据え、本計画を4年間の重要方針とし、個別分野別計画など横浜市が進める全ての政策や施策と連動させることにより、市民の皆様やこれから横浜を共に育む仲間となる皆様が、明るく元気に自分らしく生きることができ、横浜での暮らしや活動に価値を実感できる、そして世界に誇れる都市を目指していきます。



戦略

本計画では、戦略として、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組めます。



市民生活の安心・安全

あらゆる世代・多様な市民の皆様が
安心・安全を基本に、
自分らしくいきいきと暮らすことのできる
「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

×

横浜の持続的な成長・発展

世界をリードする都市として
持続的に成長・発展することで
未来に希望を抱くことができる
「選ばれるまち」を目指します

計画期間

2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までの4年間の計画とします。

計画体系

共にめざす都市像 OPEN×PIONEER 2070 YOKOHAMA 明日をひらく都市

「財政ビジョン」を市政運営の土台とし、「行政運営の基本方針」に基づき、
横浜市役所は組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様と共に、
〈14の政策分野からなる総合的な取組〉と〈横浜の成長・発展に向けた横断的な取組〉により、
「明日をひらく都市」の実現を目指します。

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

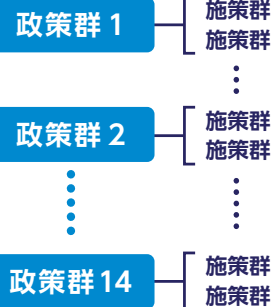
総合的な取組

政策の分野(14の政策群) ——— 33の施策群

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療・保健	にぎわい・スポーツ・文化
こども・子育て	産業
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境との共生
障害児・者	みどり

政策群は、政策分野に関連する取組を
まとめた施策群で構成

- 各施策群は個別分野別計画と連動
- アウトカム※1指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた「明日をひらく都市プロジェクト」

循環型都市への移行

観光・経済活性化

未来を創るまちづくり

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン※2(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

※1 アウトカム：施策・事業の実施により発生する社会的・環境的成果

※2 リ・デザイン：既に存在する仕組みやサービスなどを、新たな目的や状況に合わせて再度設計し直すこと

データ駆動型経営への本格移行

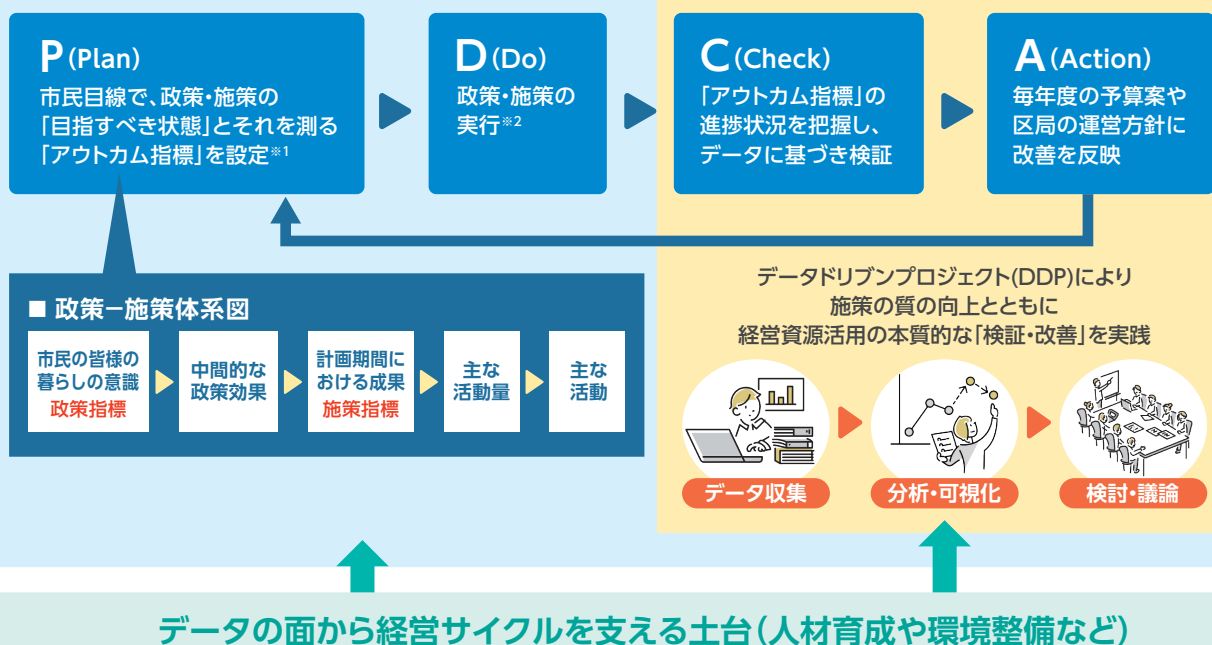
データ駆動型経営へ本格移行し、「政策・施策」の体系(政策・施策体系図)のもと、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、「明日をひらく都市プロジェクト」の横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進とあわせ、市民生活の向上を目指します。

本計画をもとに進める今後4年間の重点的な取組や個別分野別計画に基づく取組など、横浜市が進める全ての施策や事業について、「市民目線の経営サイクル(PDCA)」のもと、市役所全体でガバナンスとマネジメントを発揮しながら推進します。

横浜市役所が実践するデータ駆動型経営

「市民目線の経営サイクル(PDCA)」の中で、「目指すべき状態」と「アウトカム指標」の進捗状況を適時適切に検証し、改善を図ることで、成果を発現

◆市民目線の経営サイクル



※1 計画策定段階で、市民目線を中心とした最上位の目標から、その実現に向けた中間的な政策効果、中期計画期間における成果までをバックキャストで設定し、可能な限り可視化

※2 最適な手法の選択、協働・共創の推進

こうした経営サイクルの一環として、計画策定時に、政策・施策について、

政策群 に **市民の実感** を測る政策指標

施策群 に **成果発揮** を目指す施策指標

を、それぞれアウトカム指標として設定しました。

なお、こうした指標のほかに、人口(転入超過数、生産年齢人口、出生率)、市内就業者数、市内総生産、市内CO₂排出量をはじめ、本計画での中間的な政策効果などの数値の動きも確認・留意しながら、戦略の推進に生かしていきます。

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



基礎自治体が対応すべき行政分野の取組を、14の政策群・33の施策群にまとめました。

政策群に設定した「市民の実感を測る政策指標」（現状値（令和7年度の実績））の向上等を目指し、施策群の取組を今後4年間で重点的に取り組んでいきます。

政策群

01 毎日の安心・安全



市民実感を測る政策指標

治安の良いまち
だと思いますか

66.8%

インフラ施設が安心・安全に利用できるまち

だと思いますか

78.0%

施策群

01 防犯、歩行者の安心・安全

02 インフラ施設の安全確保

主な取組

先端技術の活用による「暗がり」解消、通学路をはじめとした歩行者が安心して通行できる空間整備、インフラ施設の計画的な保全や長寿命化・更新等

主な指標

●夜間照度（灯りの充足率）	【目標値】 【100%】	●通学路でのこどもの交通事故死亡者数	【目標値】 【0人】
●防犯カメラの設置率 （自治会町内会新規要望充足率）	【100%】	●路面下空洞調査の完了率 （4年間で調査が必要な延長に対する割合）	【100%】
●小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	【100%】	●送配水管の更新・耐震化の完了率（送配水管の耐震管率）	【39%】

政策群

02 防災・減災



市民実感を測る政策指標

災害に強いまちだと思いますか

45.6%

施策群

03 地震防災対策

04 風水害対策

主な取組

発災時の安全の確保、誰もが安心して避難生活を送ることができる避難所環境の整備、広域防災拠点の整備、浸水対策や河川護岸の整備、崖地の安全対策、多様な手段を活用した避難行動の支援や啓発活動

主な指標

●食料・飲料水備蓄量（地域防災拠点）【避難者3食3日分】	【目標値】 【100%】	●トイレ洋式化率（市立小中学校）	【目標値】 【100%】
●重点対策地域 ^{*1} 内の地震ブレイカー設置率	【80%】	●広域支援部隊の現地司令施設の整備進捗率	【100%】
●「浸水リスクが高く早期に整備する地区」の事業着手率	【100%】	●自宅の災害リスクを知っていると答えた市民の割合（地震・風水害）	【75%以上】

政策群

03 医療・保健



市民実感を測る政策指標

安心して適切な医療が受けられるまち
だと思いますか

77.9%

施策群

05 医療・救急・保健

主な取組

地域中核病院及び市大附属2病院・医学部等の再整備等の支援や検討、AI・デジタル技術の積極的な活用、地域完結型医療の推進、総合的ながん対策、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、歯科口腔保健や食環境づくり

主な指標

●入院医療の市内完結率 急性期	【目標値】 【84.5%】	●入院医療の市内完結率 回復期	【目標値】 【91%】
●がん検診の受診者数	【700,000人】	●がん精密検査の受診率	【90%】
●緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着平均時間	【6分台を維持】	●健康に気を付けていると答えた市民の割合	【維持・増加】 （87.8%以上）

政策群

04 こども・子育て



市民実感を測る政策指標

子育てしやすいまちだと思いますか

57.0%

施策群

06 子育て支援

07 保育・幼児教育

08 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

09 困難な状況にある子ども・家庭への支援

主な取組

一時預かり施策の充実、18歳までの小児医療費助成の無償化、待機児童^{*2}や保育の必要性が高い保留児童^{*3}の解消、年齢に応じた体験機会の充実、学校の長期休業期間中の昼食提供、困難を抱えるこどもやその家族を社会全体で見守り・支える環境づくり

主な指標

●小児医療費助成の対象者数	【目標値】 【480,019人】	●一時保育・乳幼児一時預かり等の利用実人数	【目標値】 【20,000人】
●待機児童数	【0人】	●こどもの体験機会数（スポーツ・文化・農を含む）	【14,500回】
●放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供利用者数	【22,000人】	●若者の社会参加に向けた支援による改善者数	【7,700人】 （累計）

政策群

05 教育



市民実感を測る政策指標

教育環境が充実しているまち
だと思いますか

57.4%

施策群

10 教育環境の整備（ソフト・ハード）

11 安心して生活できる学びの環境づくり

12 学力の向上

13 教職員

主な取組

空調設備やエレベータの設置・更新、中学校全員給食の着実な推進等ソフト・ハード両面からの教育環境整備、柔軟で多様な学びの環境づくり、「子ども主体の学び」による資質・能力の着実な育成、先端技術を取り入れた英語教育、教職員の養成・採用・育成・働き方の一体的な改革の推進

主な指標

●エアコン設置率（市立小中学校体育館）	【目標値】 【100%】	●栄養バランスを考えて食事をしている児童生徒の割合	【目標値】 【80%】
●学校が安心できる場所だと感じている児童生徒の割合	【小6：87%】 【中3：87%】	●中学卒業段階でCEFR ^{*4} A1相当以上の生徒の割合	【85%】
●算数（数学）の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できている児童生徒の割合	【小6：90%】 【中3：70%】	●月の時間外在校等時間の平均時間	【30時間以下に抑制】

※1 重点対策地域：「横浜市中心市街地における地震火災対策計画」に基づき、延焼危険性が特に高く、重点的に対策を推進する地域

※2 待機児童：国の集計方法に基づき、保留児童から横浜保育室入所者等を除いた児童 ※3 保留児童：保育所等に利用申込をしたが、保育所等を利用できていない児童

※4 CEFR：「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages）」の略称。外国語能力を6段階で評価する国際的な基準

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



政策群 06 高齢・長寿



市民実感を測る政策指標

高齢者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

47.1%

施策群 14 高齢者支援

主な取組

地域との協働を基盤とした買い物などの日常生活支援や、ボランティア、就労的活動などの社会参加支援、データ等を活用した健康づくり・介護予防、安心して暮らし続けられる仕組みづくり

主な指標

●介護予防・フレイル ^{*5} 対策等につながる通いの場等に参加した人数	【目標値】 【増加】 102,463人超	●今後(老後)の暮らしについて考えたり、誰かと話したことがある人の割合	【目標値】 【維持・増加】 87.3%以上
●医療専門職の個別的支援(ハイリスクアプローチ ^{*6})により、状態が維持・改善した高齢者の割合	【増加】 74.3%超	●特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数	【4か月】

政策群 07 障害児・者



市民実感を測る政策指標

障害児・者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

30.9%

施策群 15 障害児・者支援

主な取組

多様な暮らしや就労を支える取組、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力を引き出し育てていく支援、市内の関係部局や、関係機関等との連携を強化し、乳幼児期・学齢期・青年期・成人期を通じた切れ目のない支援

主な指標

●グループホーム ^{*7} 利用者数	【目標値】 【7,000人】	●医療的ケア児の待機児童数	【目標値】 【0人】
●福祉施設から一般就労への移行者数	【1,200人】	●医療的ケア児・者等支援者養成数(養成研修修了者数累計)	【540人】

政策群 08 暮らし・コミュニティ



市民実感を測る政策指標

お住まいの地域は暮らしやすいまちだと思いますか

79.0%

施策群 16 地域の生活環境

17 学び・交流を支える地域の情報拠点

18 多文化共生

19 困難を抱えた人の支援

主な取組

豊かな住環境の形成、望まない受動喫煙の防止、デジタル手法等の導入による地域活動に参加しやすい環境整備、地域図書館の老朽化対策、図書取次拠点の増設、新たな図書館整備、外国人が地域で活躍できる環境づくり、生活困窮等困難を抱えている人への早期支援

主な指標

●直近1か月で受動喫煙の機会があると答えた市民の割合	【目標値】 【33%以下】	●自治会町内会活動に係る補助金等のオンライン申請率	【目標値】 【70%】
●居住環境に配慮した住宅ストック ^{*8} 数	【2,790件】 (R6-10累計)	●本に触れる機会が増加したと答えた市民の割合	【70%以上】
●地域社会において多様な文化を理解し合うことが重要と考える市民の割合	【維持・増加】 78.4%以上	●自立に向けた支援につながった対象者数	【増加】 7,920人超

政策群 09 交通



市民実感を測る政策指標

鉄道やバスなどの公共交通機関が便利なまちだと思いますか

77.6%

施策群 20 市民の移動手段の確保

主な取組

バスネットワークの維持や交通空白地の解消、地域公共交通への自動運転技術の導入支援、シェアサイクルなど多様で魅力的な移動手段の充実、高速鉄道3号線の延伸など交通ネットワークの強化や渋滞対策

主な指標

●バス運転士数充足率(2024年度の運転士の定員数に対する割合)	【目標値】 【100%】	●市営バス・地下鉄を安心して利用できると答えた市民の割合	【目標値】 【維持・増加】 79.4%以上
●交通空白地の解消(市域面積に対する交通空白地の割合)	【半減】	●シェアサイクル普及率	【2%】
●外出が増加した地区数	【53地区】	●市内の主要渋滞箇所数	【1割減少】

政策群 10 にぎわい・スポーツ・文化



市民実感を測る政策指標

観光やスポーツ・文化により、にぎわい・活力のあるまちだと思いますか

81.0%

施策群 21 観光・MICE^{*9}

22 スポーツ

23 文化芸術

主な取組

戦略的な誘客プロモーション、MICE誘致、夜景を含めた水際線の魅力向上等を通じた戦略的な回遊性向上、クルーズ船誘致、地域に根ざしたスポーツの振興、大規模スポーツイベントの誘致開催、身近な地域での文化を通じた地域コミュニティの形成、様々な主体との連携による創造性を生かしたまちづくり

主な指標

●観光消費額	【目標値】 【5,500億円】	●観光入込客数	【目標値】 【4,000万人】
●延べ宿泊者数	【1,100万人泊】	●クルーズ船寄港数	【220回】
●横浜市はスポーツの参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】	●横浜市は文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】

政策群 11 産業



市民実感を測る政策指標

経済的な活力があるまちだと思いますか

50.4%

施策群 24 経済成長

25 地域産業

主な取組

サーキュラーエコノミー^{※10}やAI・半導体関連など将来の成長産業における企業集積の促進、革新的な技術を有するスタートアップ^{※11}の創出・成長・立地、中小企業の経営力・生産性向上や循環型経営への転換支援、国内最高レベルの横浜港の物流機能を生かした国際競争力の強化

主な指標

●市内新規投資件数 (サーキュラーエコノミー・AI関連)	【目標値】 【24件】 (4年間累計)	●市内スタートアップ雇用者数 【9,000人】	【目標値】 【24件】 (4年間累計)
●中小企業雇用者数 ^{※12}	【870,000人】	●商店街など身近に買い物や飲食ができる場所があると感じる市民の割合	【75%以上】
●支援施策により経営の改善・安定につながった中小企業数	【10,000社】 (4年間累計)	●超大型コンテナ船着岸数	【294隻/年】

政策群 12 まちづくり



市民実感を測る政策指標

魅力的なまちだと思いますか

69.4%

施策群 26 都心部・臨海部のまちづくり

27 郊外部のまちづくり

主な取組

都心臨海部や新横浜都心において、世界を魅了する水際線の形成をはじめとする魅力的な都市空間の形成・活用や回遊性の向上、山下ふ頭の再開発、返還を契機とした新根岸地区におけるまちづくり、郊外部における地域の特色や歴史などの資源を生かした誰もがいきいきと暮らせる住まいづくり・まちづくり

主な指標

●都心臨海部・新横浜都心での来街者滞在時間数	【目標値】 【8.0時間】	●みなとみらい地区の事業所数	【目標値】 【2,110社】
●水際線の来街者数	【1,100万人】	●みなとみらい地区の就業者数	【15.5万人】
●京浜臨海部における産業系の大規模建設投資件数	【22件】 (4年間累計)	●郊外部主要駅における来街者数の対前年変動率	【増加】 0%超

政策群 13 環境との共生



市民実感を測る政策指標

以前より環境に配慮した行動をするようになったと思いますか

71.6%

施策群 28 カーボンニュートラル^{※13}

29 横浜グリーンエクスポ

30 循環型社会に向けた取組

主な取組

様々な主体と連携した「市民の行動変容」「事業者の行動変容」「脱炭素イノベーション」「市役所の率先行動」の推進、横浜グリーンエクスポの開催を通じた地球規模の課題共有と解決につなげる行動変容、再資源化^{※14}の促進、積極的なシェアリングサービスの利用等を通じた横浜らしい循環型都市への移行

主な指標

●脱炭素の取組進捗率 (環境クレジット制度 ^{※15} への参加)	【目標値】 【100%】	●脱炭素の取組進捗率(市役所)	【目標値】 【74%】
●環境にやさしい行動に取り組んでいると答えた市民の割合	【維持・増加】 76.2%以上	●シェアリングエコノミー ^{※16} に参加している と答えた市民の割合	【25%以上】
●企業マッチング等による投入資源削減量 ^{※17}	【8,000t】	●サーキュラーエコノミーに関する事業への参加人数	【61,000人】

政策群 14 みどり



市民実感を測る政策指標

身近な自然環境が充実しているまちだと思いますか

68.8%

施策群 31 公園・動物園

32 都市農業

33 みどりの保全と創出

主な取組

「やさしい公園づくり」や柔軟な運営による公園の一層の活用、プレイパークをはじめとするこどもの体験機会の拡充、3つの動物園の特性を伸ばした体験価値の向上、豊かな農のブランディングによる都市の魅力向上、郊外部に残された樹林地の保全、魅力を実感できる新たなみどり空間の創出

主な指標

●公園等でのこどもの体験機会の創出数	【目標値】 【80箇所】	●市民の動物園に関する満足度	【目標値】 【維持・増加】 78.9%以上
●農に親しむ機会があると答えた市民の割合	【33%以上】	●市内産農畜産物直売所利用者数	【1,540千人】
●よこはまのみどりを魅力的と感じる市民の割合	【維持・増加】 76.5%以上	●都心臨海部の新たな魅力あるみどり空間の創出数	【3箇所】

※5 フレイル：からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態 ※6 ハイリスクアプローチ：健康リスクが高い対象者に対して、働きかけること

※7 グループホーム：当該項目では、障害のある人が地域の一般的な住居で家庭的な雰囲気のもと、共同生活を行う住まいの場のことをいう

※8 住宅ストック：市内に現存する住宅

※9 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)などの総称

※10 サーキュラーエコノミー：シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル

※11 スタートアップ：一般的に「新しい企業であって」、「新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し」、「急成長をめざす企業」のことを指す

※12 中小企業雇用者数：法人市民税課税台帳データから、市内中小企業の市内従業者数を抽出して算出

※13 カーボンニュートラル：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源(事業活動や日常生活)による排出量と、建設資材等の原材料への二酸化炭素の再利用や森林吸収等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出量の実質ゼロを指す

※14 再資源化：ごみとして排出された廃棄物(プラスチック、紙、建設廃棄物など)を、そのまま処分せず、新たな製品の原材料やエネルギー源として再利用できる状態に加工する活動

※15 環境クレジット制度：企業等が温室効果ガス削減量を取引できる制度

※16 シェアリングエコノミー：消費者庁の「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー利用ガイドブック」によると、インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)することで生まれる新しい経済の形

※17 投入資源削減量：焼却や埋立処理していたものを、リユースやリサイクル等により循環させることで、製品に新たに投入する資源を削減した量

明日をひらく都市プロジェクト

「政策 - 施策」の体系のもと、個別分野別計画等の推進も含め、政策群に位置付ける今後4年間で重点的に進めるみどり・農・海等豊かな自然環境など、横浜のポテンシャルや魅力をより高め、横浜の更なる持続的な成長・発展につ

01

循環型都市への移行

～生産・消費・再資源化のあらゆるステージで
循環型都市を目指す「YOKOHAMA CIRCULAR LINK」～

環境・経済の両面から持続可能な都市を実現するため、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を進めます。サーキュラーエコノミーは、資源やエネルギーの循環利用により環境負荷を減らし、カーボンニュートラルの実現にも貢献します。また、新たなサービスや技術を生み出し、経済の活性化にもつながります。

横浜ならではの都市の特性を生かした「横浜らしいサーキュラーエコノミー」の取組を推進し、持続可能な循環型都市を目指すとともに、この取組を横浜グリーンエクスポ等を通じて世界に発信します。

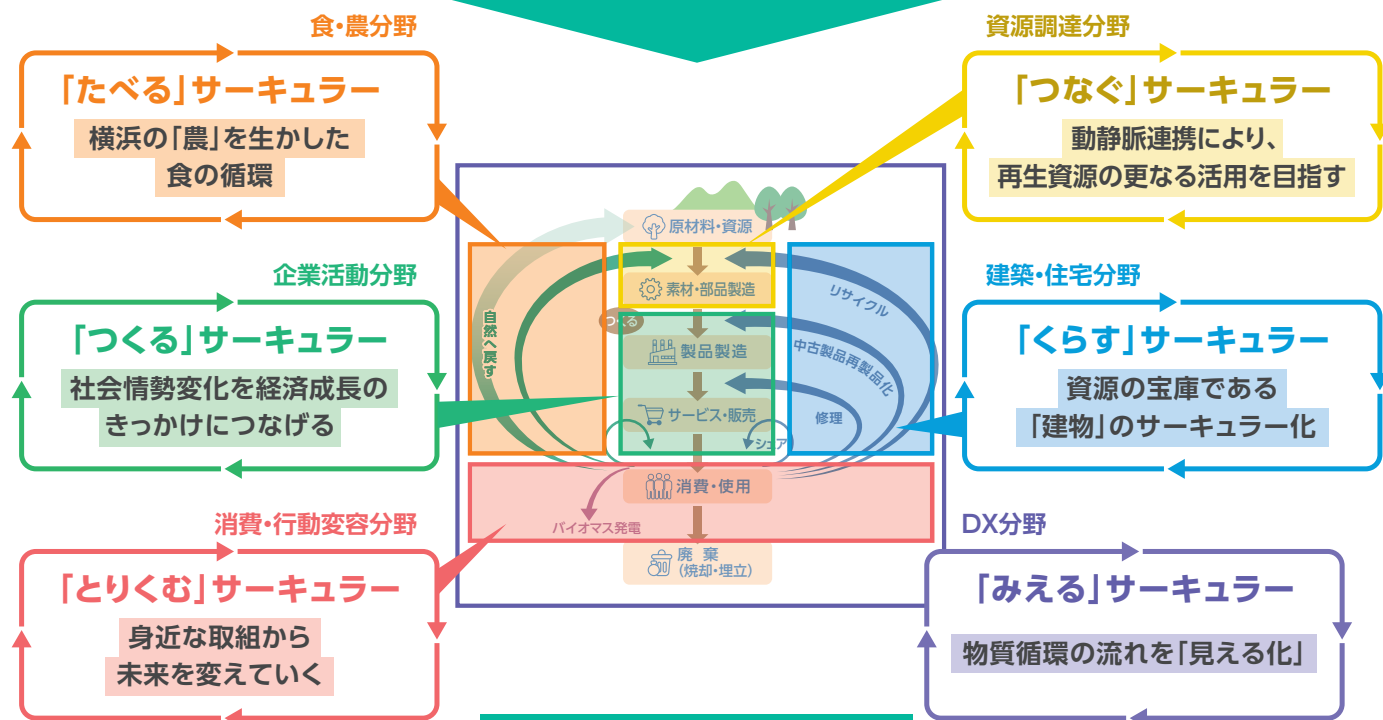
横浜の強み・特性

大規模

多様性

市民意識

「横浜らしい」循環型都市へ



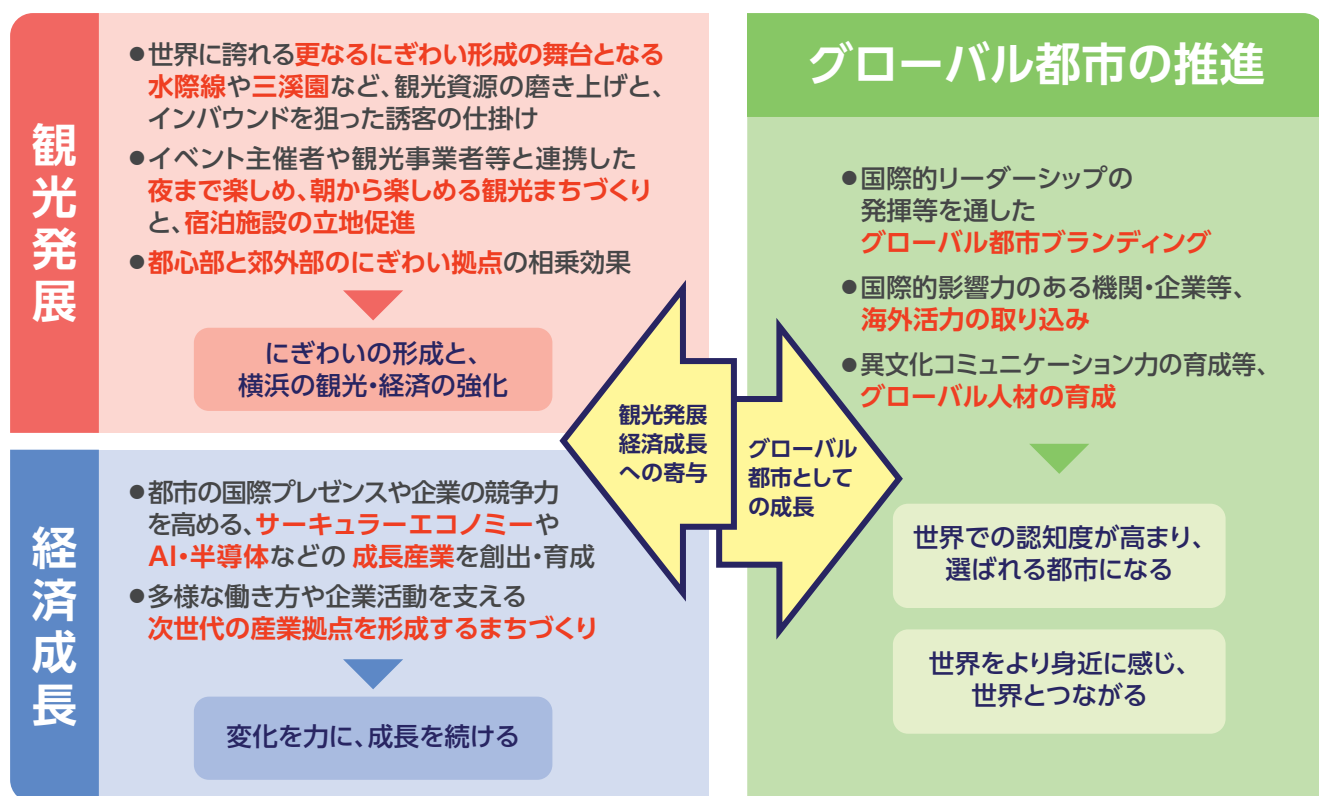
サーキュラーエコノミーが国際的な潮流となっていく中、
これらの取組を広く世界へ発信し、
アジアを代表する循環型都市へ

総合的な取組を市民目線で推進することはもちろん、先人たちが築き、維持・継承してきた都市基盤や経済環境、
ながるテーマについて、「明日をひらく都市プロジェクト」として、3つのテーマで施策横断的に取り組みます。

02 観光・経済活性化 ～にぎわいが経済を育み、世界とつながる横浜へ～

サーキュラーエコノミーやAI・半導体等、最先端技術の進展などの世界潮流を見据えるとともに、世界に誇れる水際線や三溪園をはじめとした、観光都市・横浜を代表する資源を生かして、横浜の観光・経済における強み・ポテンシャルを最大化するとともに、未来に向けた産業創出に取り組み、経済の持続的な成長・発展につなげます。

さらに、積極的に海外活力の取り込み、横浜ブランドの海外への発信を進め、国内外から人や企業が集まる、グローバル都市横浜を目指します。

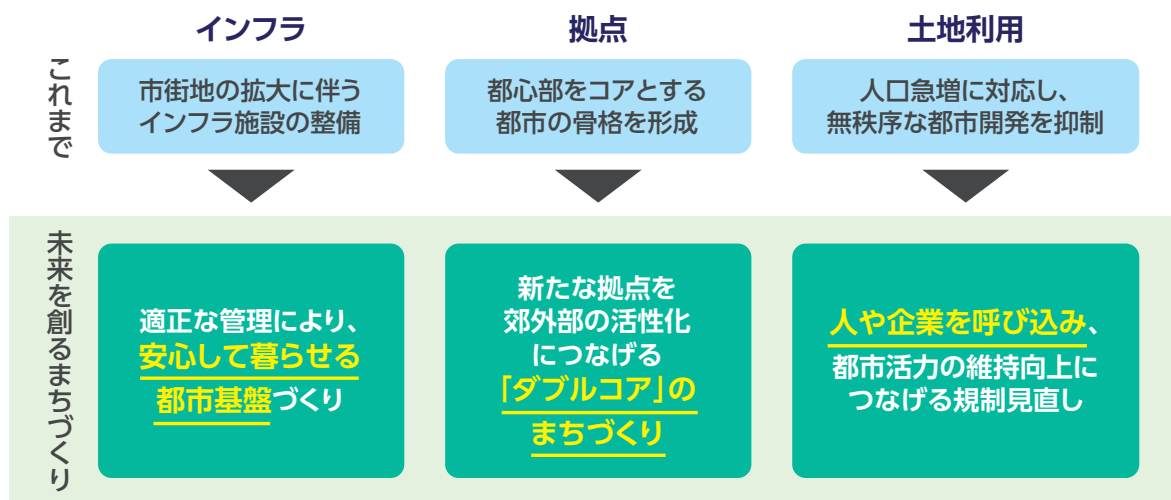


観光発展 + 経済成長 + グローバル都市の推進

3つの取組を連動して進め、市民が世界に誇れる都市へ

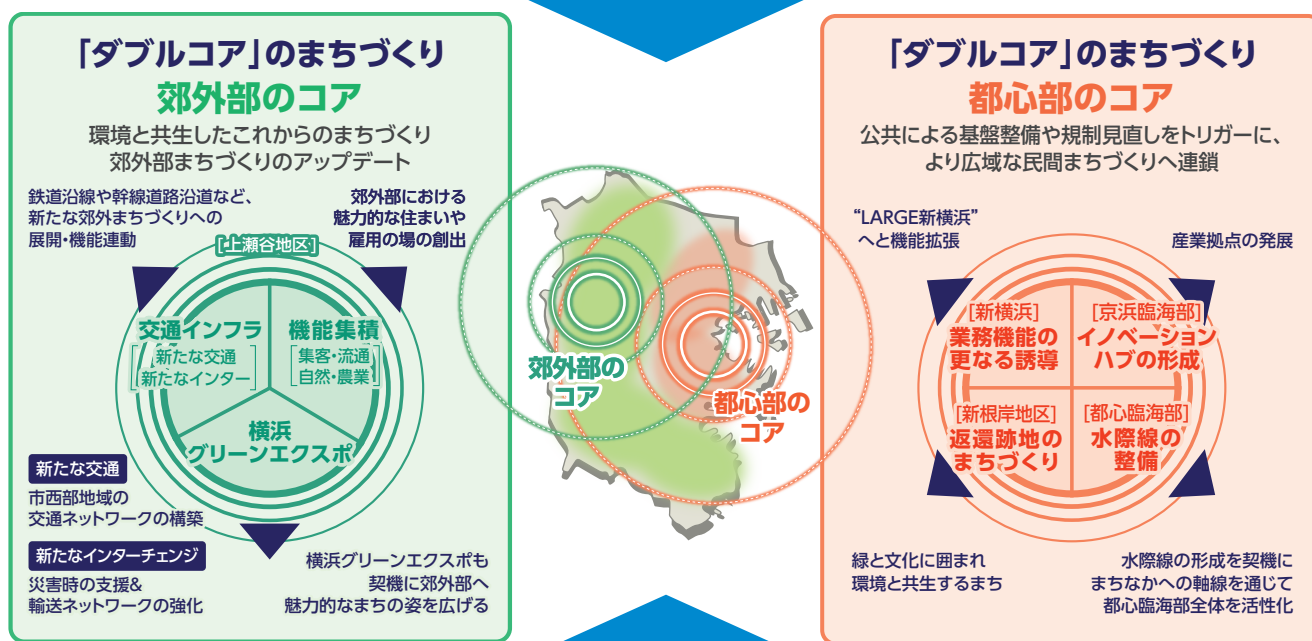
人口減少社会においても持続的に成長・発展する都市を目指して、未来を創るまちづくりを進めます。

従来の都心部だけでなく郊外部にも活性化の拠点を創り、これまで以上に郊外部のまちづくりに力を入れていきます。あわせて、人や企業を呼び込み、都市活力の維持向上につなげる全市的な土地利用規制の見直しや、成長の土台となる市民の皆様の安心・安全な暮らしを守る基盤づくりを進めます。



安心して暮らせるまちづくり

まちの基礎であるインフラ施設（上下水道・道路等）を、着実に維持管理します。
将来の大規模災害にも備え、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守ります。



規制見直しを通じた機能誘導

土地利用規制を時代の変化や社会ニーズに合わせて全市的に見直します。
地域ごとの特性に応じた、人や企業を惹きつけ活力ある魅力的な市街地を形成します。

行財政運営

政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるに当たって、これらを支える土台となる取組です。政策推進・行政運営・財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営を更に強化します。

「施策の推進と財政の健全性の維持」を両立させることを目指し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる体制・仕組みを構築し、市民の皆様の信頼に応える持続可能な市政運営を実現します。

1 行政運営

少子高齢化社会の進展や、生成AI等の最新技術の発展など、社会の状況が大きく変化する中で、横浜市では一層、イノベーションを加速していく必要があります。

デジタル技術の活用をはじめとした便利で安心な市民サービスの向上、BPR^{※1}による業務効率化等を目指す行政運営の最適化を両輪として、行政運営を進めていきます。

また、職員が働きがいを実感できる職場をつくるために、戦略的な人材育成の推進や、働き方改革、就業環境の更なる向上等を進め、市役所のチーム力向上につなげます。

01 便利で安心な市民サービス

取組1(1) 「行かない」、「待たない」、「書かない」、「回らない」窓口の実現

取組1(2) AI活用による市民サービス向上

取組1(3) 地域課題の解決に向けた取組強化

取組1(4) 公民連携で実現する社会課題解決

02 行政運営の最適化

取組2 業務の効率化と生産性向上

取組3(1) 効率的な組織体制の構築

取組3(2) 戦略的な人材育成と働きがいのある職場づくり

取組4 歳出改革の推進

DX
推進

横浜市が推進するDX^{※2}の事例と4年後の姿(ビジョン)

※1 BPR : Business Process Re-engineeringの略称。既存の業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

※2 DX : Digital Transformationの略称。デジタル技術やデータを用いて、社会や生活の形を変えること

2 財政運営

横浜を取り巻く社会経済情勢がかつてないスピードで変化する中、市民の皆様の新たなニーズにも柔軟かつ的確に応えつつ、多様化・複雑化する課題等に対し、常に中長期的な財政運営の展望を持ちながら、持続可能な財政運営を推進する必要があります。

そのため、より効果的・効率的な財政運営を目指し、前例にとらわれることなく施策の質の向上や事業の新陳代謝を積極的に進めるなど、「創造・転換」を理念とする歳出改革に取り組むことで、2029(令和11)年度に実施する2030(令和12)年度予算案の編成で減債基金^{※1}の臨時的活用からの脱却を実現します。

01 市民ニーズに柔軟かつ的確に応え続けるための持続可能な財政運営の推進

取組1	減債基金の臨時的な活用からの脱却に向けた歳出改革の推進 (施策・事務事業の最適化、財源確保等の徹底)
取組2	将来を見据えた税源涵養の取組等の推進 (税財源基盤の強化、ふるさと納税の推進等)
取組3	公平公正な税務行政の推進と市税収入等の確保

02 将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理

取組1	計画的・戦略的な市債活用と残高管理
取組2	計画的・戦略的な投資管理の推進
取組3	市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行
取組4	特別会計 ^{※2} ・企業会計の更なる健全化の推進

03 将来を見据えたファシリティマネジメント^{※3}(資産の総合的なマネジメント)の推進

取組1	資産の適正化の推進
取組2	公共施設の適正化の推進
取組3	公共工事における建設業の働き方改革の推進、 適正な発注による品質確保

04 誰もがわかりやすく共感できる財政広報の展開・情報発信

取組1	世代やニーズに応じた、わかりやすく利活用しやすい財政広報の展開
取組2	地方税財政制度の充実に向けた課題提起

※1 減債基金：市が発行した市債の将来の償還(返済)等に備えて、計画的に資金を積み立てるために設置している基金

※2 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜場費、市街地開発事業費、自動車駐車場事業費、新墓園事業費、風力発電事業費

※3 ファシリティマネジメント：土地・建物等を経営資源と捉え、価値の最大化と公共施設の機能・サービスの持続的な維持・向上の視点から、保有のあり方・維持管理・利活用を最適化すること

「特別市」の早期法制化の実現に向けて

政令指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様提供していくためには、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

大都市横浜が抱える主な課題

- 市と県の二重行政 ●不十分な税制上の措置
- 人口減少社会の到来・超高齢化の進行 ●公共施設の老朽化対策

新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

- 市のサービス** 国以外の仕事は全て横浜市が担います
- 市の税金** 横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします
- 近隣市町村** 県や近隣市町村と協力して行政運営を行います
- 区** 区役所機能・住民自治を強化します



詳しくはこちら

横浜グリーンエクスポ

横浜グリーンエクスポは、瀬谷区・旭区の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、「環境と共生する未来のグリーン社会」の在り方を、横浜から世界に向けて発信します。

公式マスコットキャラクター
トウナウトウンク



©Expo 2027

開催概要

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 正式略称：GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
- 開催者：GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)
- 開催場所：旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)
- 開催期間：2027年3月19日(金)～9月26日(日)(192日間)
- テーマ：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 博覧会区域：約100ha(会場区域80ha)
- クラス：A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
- 参加者数：1,500万人(有料来場者数：1,000万人以上)

計画の策定経過

- 2025(令和7)年9月10日 「新たな中期計画の基本的方向」公表
- 2025(令和7)年12月3日 素案の公表
- 2026(令和8)年5月13日 原案の公表
- 2026(令和8)年6月5日 策定



横浜市

横浜市中期計画 2026-2029
【概要版】
横浜市政政策経営・国際戦略局経営戦略課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL (045) 671-2010
FAX (045) 663-4613



本編はこちら

令和8年6月 写真提供：横浜市観光協会(表紙の風景写真)、ピクスタ(人物写真の一部)



横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び
「球根ミックス花壇づくり」の募集等について【情報提供】

資料

12

1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の5会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設や公共施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「レッツグリーンアクション」の企画募集について

(1) 概要

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体・個人等の皆様から、横浜グリーンエキスポの会場で実施いただく環境に関するワークショップ等を募集します。

(2) 募集する企画例

ワークショップ、体験型展示、園芸教室、創作体験 など

(3) 対象・組数

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体、個人、企業、学校等 100 組程度

(4) 募集期間

令和8年7月21日（火）～9月4日（金）

(5) 申込方法

インターネットの応募フォーム

(<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>)

(6) お問い合わせ先

「環共」プログラム事務局

〔電話〕 03-6268-8676 ※受付時間：平日・午前9時～午後5時30分

〔メール〕 info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp



4 「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集について

(1) 概要

市民参加による花壇づくりを通して、市民の皆様とともにつくる横浜市出展を目指します。

ギネス記録に挑戦し、横浜グリーンエキスポの開催に向けた機運醸成を図るため、花壇づくりへの参加者を募集します。

(2) 募集人数

2,100 名

(3) 募集期間

令和8年7月27日（月）～10月9日（金）

(4) 申込方法

詳細はホームページを確認いただき、応募をお願いいたします。

(<https://yokohama-field-greenexpo2027.city.yokohama.lg.jp/event/>)



5 「機運醸成ステッカー」の掲出について

地域や企業の皆様の協力を得ながら、まち全体でエキスポへの期待感や応援ムード、盛り上がりを醸成するため、市民や来街者など多くの方々が訪れる民間施設等に8月頃から順次配付し、掲出いただく予定です。



6 送付資料

- ・「レッツグリーンアクション」募集チラシ
- ・「球根ミックス花壇づくり」募集チラシ

仕様： 11cm × 11cm 両面シール
製作枚数： 10万枚
掲出期間： 令和8年8月上旬～
横浜グリーンエキスポの終了日
(令和9年9月26日) まで

3について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 藤原、木下
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

4について

みどり環境局戦略企画課
担当 野本
電話 045-671-2032 /FAX 045-550-4093
メール mk-expo-ryokukasai@city.yokohama.lg.jp

5について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 西尾、雨宮
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

地球と共に「環共」プログラム

公式マスコットキャラクター
トウントウンク

企画募集!

レッツ グリーンアクション

あなたの環境への取組をEXPO来場者につなげよう!

企画募集期間

2026年 7月21日(火)～9月4日(金) 17時まで

ワークショップや体験型展示等を通じて、
来場者に環境に対する"活動"や"想い"を伝え、
横浜グリーンエキスポから環境活動に
取り組む人々の輪を広げる企画を募集します。

エコ
ワークショップフィールド
ワークロスフラワー
アート環境教育
ワークショップ

園芸教室



レッツグリーンアクション

募集概要

募集する企画例

ワークショップ、
体験型展示、
園芸教室、創作体験等

対象

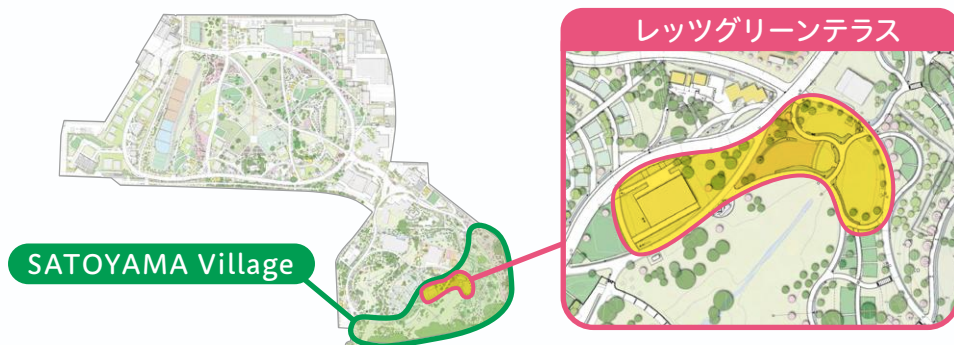
環境活動を行っている又は環境活動を始めたい
団体、個人、企業、学校等
応募組数:100組程度

応募方法

応募フォームからエントリー 詳細はウェブページをご覧ください。
※ウェブページに記載している募集要項等を必ずご確認の上、ご応募ください。

活動する場所

SATOYAMA Village 内「レッツグリーンテラス」



©Expo 2027



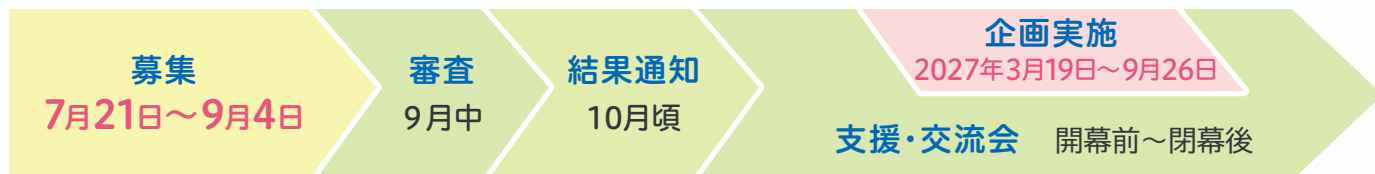
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

募集説明会

日付	時間	場所
7月28日(火)	19:00～20:00	象の鼻テラス(神奈川県横浜市中区海岸通1丁目)
8月1日(土)	14:00～15:00	神奈川県厚木合同庁舎(神奈川県厚木市水引2丁目3-1)
8月8日(土)	14:00～15:00	品川インターシティホール会議室(東京都港区港南2丁目15-4)

※終了時刻は見込みです。 ※事前の申込みが必要です。詳細はウェブページをご覧ください。
※企画応募にあたっては、募集説明会の参加は必須ではありません。

スケジュール(予定)



詳細・応募はこちらから

レッツグリーンアクション 検索

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>

問合せ先 「環共」プログラム事務局

TEL 03-6268-8676

E-mail info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp

受付時間 9:00～17:30(土日、祝日を除く) ※7月13日受付開始予定

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027

主催

GREEN×EXPO協会

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)



OFFICIAL
CHALLENGE



© Expo 2027

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク



横浜グリーンエキスポ 連携イベント ギネス世界記録®に挑戦！ 球根ミックス花壇づくりで仲間になろう！

挑戦内容

同時に球根を植えた最多人数(複数会場)
本挑戦記録におけるオンラインによる同時中継での挑戦は世界"初"の挑戦記録となる予定です

開催日

2026年
11月14日(土)

募集期間

2026年
7月27日(月)～10月9日(金)まで



←[応募はコチラから]
詳細はホームページをご確認ください

横浜市民活動フィールド



球根ミックス花壇とは？

2017年の全国都市緑化よこはまフェアに合わせ、山下公園で始まった花壇づくりです。現在は市内各所の公園で実践されています。チューリップやスイセン、ムスカリなどの春咲き球根を混ぜて植えることで、開花時期の異なる花が次々に咲き、長く楽しめるのが特徴です。時期ごとに異なる景色を楽しめます。

ギネス世界記録への挑戦内容・参加資格

横浜グリーンエキスポ会場を中心に、横浜公園・新横浜公園・金沢自然公園・反町公園をオンライン中継でつなぎ、一斉に球根を植える人数でギネス世界記録に挑戦します。



参加資格

グリーンエキスポ会場
横浜公園／金沢自然公園／反町公園

小学5年生以上・横浜市内に
在住、在学、在勤の方

新横浜公園

小学5年生以上、
市外からのご参加も可能

いよいよ、「横浜グリーンエキスポ」の開幕が近づいてまいりました。市民の皆様一人ひとりの参加によって作りあげるこのエキスポが、環境への意識や行動を見つめ直すきっかけとなり、心に残り続ける万博となるよう、ともに歩んでいきたいと思ひます。

その大きな一歩となるのが、今回の花壇づくりです。上瀬谷のグリーンエキスポ会場をはじめ、市内5会場をオンラインで結び、一斉に球根を植え、ギネス世界記録に挑戦します。同じ時期に、同じ思いで植えられた球根は、来春、エキスポ会場を彩る花の風景へとつながっていきます。自らの手で万博の景色づくりに関わることのできる、またとない機会です。

ぜひご家族やご友人とともにご参加いただき、この日ならではの特別な体験を共有しながら、「横浜グリーンエキスポ」をともに創り上げてまいりましょう。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

このチラシに関するお問合せ：横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
E-mail: mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

主催：横浜市、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市市民活動フィールド実行委員会
共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
公益財団法人横浜市スポーツ協会



©EXPO 2027

地区連合町内会長 各位

自治会町内会会長 各位

神奈川区区政推進課長 半浦 淳

神奈川区制 100 周年 PR ポスターの掲出について（依頼）

盛夏の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、神奈川区政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川区は、令和9年（2027年）に区制100周年を迎えます。区民の皆さまに100周年を知っていただくことを目的に、このたび、PRポスターを作成しました。

つきましては、自治会・町内会の掲示板にご掲出いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件についてご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

【ご依頼内容】

自治会・町内会の掲示板に掲出をお願いいたします。

掲示数 : 各掲示板につき1枚（A4サイズ）

掲示期間: 令和8年7月から令和9年12月まで（予定）

備考 : 神奈川区制100周年記念事業実行委員会で実施する「小中学生ポスターコンテスト」のポスターについても、令和9年1月～2月頃から掲出をご依頼する予定です。掲示板のスペースに空きがない場合は、小中学生ポスターコンテストのポスターを優先して掲出いただくよう、お願いいたします。

区制100周年PRポスターは、区民ヒアリングや区民アンケートを経て決定した、100周年記念事業のテーマの要素を取り入れて作成いたしました。

【神奈川区制100周年記念事業のテーマ】

- ・地域の魅力と誇りを再確認する
- ・人と人とのつながりを育む
- ・次の100年に向けて未来への希望を紡ぐ

担当：神奈川区 区政推進課 広報相談係 大塚・泉

電話 045-411-7021

メール kg-kusei@city.yokohama.lg.jp



ホームページ



2027 年は 神奈川県制100周年

100 年の歩みに感謝を込めて、
未来へつながる特別な一年に。

神奈川県制 100 周年

検索

神奈川県制 100 周年記念事業実行委員会 ・ 神奈川県役所

令和 8 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について（ご案内）

1 趣旨

自治会町内会の会長や役員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の様々な活動にご尽力くださり感謝申し上げます。

令和 8 年度も自治会町内会の会長や役員の皆さまを対象に、役員のなり手不足や会員の高齢化という顕在化してきている課題に対し、新たな参加者を増やすための工夫や、具体的事例を踏まえた効果的な手法について、自治会町内会運営のヒントとしていただくための講座を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座の概要

地域の担い手を増やすきっかけとなるような、誰もが関わることのできる「小さな参加のかたち」の考え方や実践事例をご紹介します。

(1) 講師

大塚 朋子氏（NPO 法人 こまちぷらす理事）

地域における多様な主体との関わりや、地域の担い手を増やすきっかけづくりなどについてお話しいたします。

落合 稔氏（東京都大田区 田園調布西町会会長）

実際の自治会・町内会活動のご経験を交えながら、新たな担い手づくりや参加促進の工夫について、実践事例をお話しいたします。

(2) 日時・会場

- ① 9 月 5 日（土） 14 時～16 時【かながわ県民センター】
- ② 9 月 10 日（木） 14 時～16 時【サンハート（旭区民文化センター）】
- ③ 9 月 16 日（水） 14 時～16 時【港南公会堂】
- ④ 9 月 29 日（火） 14 時～16 時【緑公会堂】

4 申込み方法等

(1) 申込み方法

電子申請システムでの申請または
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
(お申込みはこちらから)

(2) 申込期限：令和8年8月14日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、
ご希望の回に参加いただけない場合のみ、8月28日（金）までにメールでご連絡いたします。
(定員に満たない場合は、引き続き受け付けます)

(3) 申込み・問合せ先

各区地域力推進担当
(申込み・問合せ先の詳細は、添付のチラシをご参照ください)

5 添付資料

チラシ：「気軽な参加から広げよう！ 自治会町内会担い手づくり講座」
※本市ホームページにも掲載します。



▲令和8年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

6 令和7年度の開催実績（参考）

昨年度は「防災」をテーマに、地域のつながりづくりを目的とした講座を実施しました。
収録動画を市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

参加者の感想

- ・今後の自治会活動の参考になった。
- ・地域の皆さんにどのように自治会活動に関わってもらおうかを考える機会になった。
- ・自分の自治会や周りの友人等へ内容を共有したいと思った。



▲令和7年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

市民局地域活動推進課
担当 大内、小池
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

申込
期限

令和8年8月14日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月28日(金)までにメールでご連絡いたします。

※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。

電子申請システムにてお申込みの方

横浜市電子申請システム ▶ 手続き一覧(個人) ▶ 自治会町内会担い手づくり講座 で検索

申込事項

- ①希望する会場・日時 ②自治会町内会名 ③役職名 ④参加人数
⑤名前(漢字) ⑥名前(ふりがな) ⑦電話番号 ⑧メールアドレス



こちらの
二次元コードから
お申し込み

お問合せ・申込先(各区地域力推進担当)

青葉区 ☎045-978-2286 ✉ao-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	港南区 ☎045-847-8383 ✉kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp	戸塚区 ☎045-866-8328 ✉to-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp
旭区 ☎045-954-6028 ✉as-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	港北区 ☎045-540-2247 ✉ko-chikara@city.yokohama.lg.jp	中区 ☎045-224-8136 ✉na-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp
泉区 ☎045-800-2333 ✉iz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	栄区 ☎045-894-8936 ✉sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp	西区 ☎045-320-8319 ✉ni-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp
磯子区 ☎045-750-2398 ✉is-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	瀬谷区 ☎045-367-5789 ✉se-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	保土ヶ谷区 ☎045-334-6380 ✉ho-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp
神奈川区 ☎045-411-7026 ✉kg-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	都筑区 ☎045-948-2474 ✉tz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	緑区 ☎045-930-2237 ✉md-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp
金沢区 ☎045-788-7809 ✉kz-tiikiryou@city.yokohama.lg.jp	鶴見区 ☎045-510-1678 ✉tr-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp	南区 ☎045-341-1239 ✉mn-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

※FAXでお申込みをご希望の方は、市民局地域活動推進課宛てにお送りください。☎045-664-0734

※お申込みにあたりいただいた個人情報は、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会の
会長や役員等の
皆さまへ

令和8年度

参加
無料

気軽な参加から広げよう!

自治会町内会 担い手づくり講座

「関わり方」を工夫することで、
担い手を増やすきっかけとなるかもしれません。
本講座では、誰もが関わることのできる
「小さな参加のかたち」の考え方や
実践事例を学ぶことができます。



	日程	時間	会場
1	9月5日(土)	14:00~16:00 (受付13:30~)	かながわ県民センター
2	9月10日(木)	14:00~16:00 (受付13:30~)	サンハート (旭区民文化センター)
3	9月16日(水)	14:00~16:00 (受付13:30~)	港南公会堂
4	9月29日(火)	14:00~16:00 (受付13:30~)	緑公会堂

※講座内容は、各会場同じです。

電子申請システムでの
お申込みはこちらから



申込
期限

令和8年
8月14日(金)まで

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン

日時・会場・定員

1

日時 令和8年9月5日(土)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **かながわ県民センター**
神奈川区鶴屋町2-24-2
「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分

定員 150名

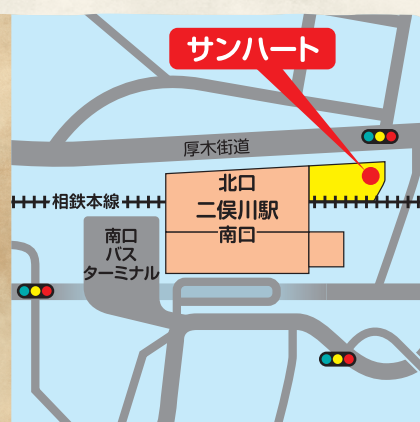


2

日時 令和8年9月10日(木)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **サンハート(旭区民文化センター)**
旭区二俣川1-3
相鉄本線「二俣川駅」北口から徒歩1分

定員 100名

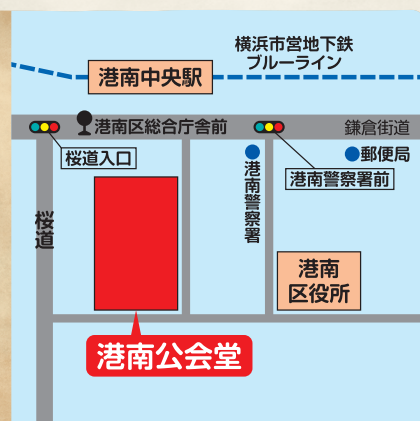


3

日時 令和8年9月16日(水)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **港南公会堂**
港南区港南中央通10-1
市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」1番出口から徒歩1分

定員 100名



4

日時 令和8年9月29日(火)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **緑公会堂 緑区寺山町118**
JR横浜線／市営地下鉄グリーンライン「中山駅」南口または2番出口から徒歩5分

定員 100名



●会場ごとに定員があります。●講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

講座内容・講師紹介

／考え方から実践まで学ぶ／

自治会町内会 担い手づくり講座

本講座では、地域の担い手を増やすきっかけとして、

「小さな役割づくり」

「出来る範囲での参加を認め合う仕組み」

など、具体的な考え方や実践事例をご紹介します。

講師

大塚 朋子 氏
NPO法人こまちぶらす理事



自身も子育て中にこまちぶらすにボランティアとして関わり、後にスタッフになる。こまちぶらすでは、ボランティアコーディネートや多様な方々との対話の場の企画、企業・商店との協働事業、居場所づくり講座等を担当。出産前は、障害者支援・地域ケアプラザにて地域活動支援や高齢者支援の業務に携わる。社会福祉士・精神保健福祉士。

講師

落合 稔 氏
東京都大田区
田園調布西町会会長



多摩川近くの閑静な住宅地にある900世帯の町会の会長。「住みよい街・住みたい街」にしていきたいために、住民の声を反映した町会運営を目指し、アンケート調査を実施。同時に防災及び町会運営のサポーターを募集したところ、50名近くが集った。サポーターの強みを活かせる活躍の場を創出するなど、住民参加型の地域運営に取り組んでいる。

※講座の内容は予定です。変更になる場合があります。

アドバイザー 派遣の ご案内

講座で学んだことを一緒に実践しませんか

自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手づくりの実践に向けた企画や活動をサポートをします。
ご興味のある方は、会場にてスタッフにお問い合わせください。



「神奈川区つながりまちづくり学校 2026」受講生募集について（依頼）

1 趣旨

神奈川区では、地域の課題解決のための人材育成とスキルについて学ぶことを目的とした実践的な講座として「つながりまちづくり学校（旧地域づくり大学校）」を開催しています。

地域で新たな取組や活動の工夫を考えている方を対象に、自分の興味や関心を活かし、地域の仲間とともに「こうなったらいいなという思いを形にしていける」プロセスや対話の手法にふれる全 5 回の連続講座です。

つきましては、受講生の募集を行いますので、地域で新たな活動や活動の工夫を考えている方のご推薦をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 学校長としてご挨拶（第 1 講 10/18）
修了式へのご臨席・ご祝辞（第 5 講 2/21）

【地区連長】 地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 定例会で情報提供をお願いします。

3 概要

(1) 主催（協働事業）

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会、NPO 法人 親がめ、神奈川区役所
協力：社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

(2) 日時・会場・内容

	日時	会場	内容
第 1 講	10 月 18 日（日） 13:00-16:00	神奈川区地域子育て支援拠点 かな一ちえ	初めからオモシロい！「知り合う×すご ろく」 （開校式、オリエンテーション）
第 2 講	11 月 15 日（日） 13:00-16:00	神奈川区地域子育て支援拠点 かな一ちえ	まちづくりコーディネーター直伝！「ま ちを耕すあいうえお」&まちカフェ （講義、グループワーク）
第 3 講	12 月 20 日（日） 13:00-16:00	神奈川区地域子育て支援拠点 かな一ちえ	活動のアイデアをチームで育てる （講義、グループワーク）
第 4 講	1 月 24 日（日） 13:00-16:00	神奈川区地域子育て支援拠点 かな一ちえ	仲間の力を借りて活動をカタチに （講義、グループワーク）
第 5 講	2 月 21 日（日） 13:00-17:00	神奈川区役所 5 階大会議室	第 1 部：アクションプラン発表会 （発表会、修了式） 第 2 部：まちカフェ（交流会）

※まちカフェ：地域活動の実践者や自治会町内会、地域のあらゆる人たちが集い、知り合い、つながるきっかけを作る場です。

※アクションプラン：地域で実践したい取り組みを具体化した計画です。アクションプランの提出をもって卒業となります。

(3) 対象

- ・区内在住、在学、在勤の方
- ・これから神奈川区内で何か地域活動をやってみたい方
- ・神奈川区で自治会町内会等の地域活動（青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、おやじの会など）に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
- ・上記以外で神奈川区内の地域活動に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方

【裏面あり】

- (4) 定員 20 名程度
(5) 申込締切 10 月 9 日 (金) 必着 ※10 月 15 日頃までに結果をお知らせします。
※その他申込事項等詳細はチラシをご覧ください。

4 推薦方法

7 月の配送便にて各自治会町内会長様あてチラシを 10 部お送りいたします。

地域で新たな活動や活動の工夫を考えている方へチラシをお渡しいただき、ご本人から直接申込み
いただくようご案内をお願いいたします。(申込事項の「自治会・町内会からの推薦の有無」について
「有」で申込みいただくようご案内ください。)

【申込・問合せ先】

神奈川区役所区政推進課地域力推進担当：齋藤・柄本・後藤

電話：411-7026 FAX：314-8890

E メール：kg-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

神奈川県つながりまちづくり学校2026 募集要項



2027年は神奈川県制100周年

- 対象
 - ・区内在住、在学、在勤の方
 - ・これから神奈川県内で何か地域活動をやってみたい方
 - ・神奈川県で自治会町内会等の地域活動（青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、おやじの会など）に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
 - ・上記以外で神奈川県内の地域活動に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
- 定員 20名程度（応募多数の場合は選考）
- 受講料 無料（交通費等をご負担ください）
- 保育 6か月～未就学児 定員5名

- 申込事項
 - ① 氏名（ふりがな）
 - ② 住所
 - ③ 電話番号（連絡をとりやすい番号）
 - ④ Eメールアドレス
 - ⑤ 年代（例：40代）
 - ⑥ 現在参加している地域活動（地域活動への参加は必須ではありません）
 - ⑦ 加入している自治会・町内会の名称（自治会・町内会は未加入でも参加可能です）
 - ⑧ 自治会・町内会やつながりまちづくり学校（旧地域づくり大学校）卒業生の推薦の有無（推薦は必須ではありません）
 - ⑨ 参加動機とこれから地域でやってみたいこと（100～200字程度）※
 - ⑩ 保育を希望する場合は、お子様の年齢

※⑨【参加動機とこれから地域でやってみたいこと（100～200字程度）】

「参加動機」と「これから地域でやってみたいと思っていること」について教えてください。
 （お書きいただいた内容は、講座の中で他の受講生と共有させていただきますのでご了承ください。）

上記の申込事項をご記入いただき、申込フォームまたは、Eメール、FAX、郵送にて、下記までお申込みください。

- 申込締切 10月9日（金） 必着 ※10月15日頃までに結果をお知らせします。

- 申込・問合せ先 神奈川県役所区政推進課（担当 齋藤・後藤）
 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
 電話：045-411-7026 FAX：045-314-8890
 Eメール：kg-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp



申込フォーム

育休中に受講。社会復帰前に公で発言する練習になりました。

30代女性

地域や他人を思いやる人が身近に多くいることを知りました。

40代男性

異なる年代、多職種の人たちと意見交換できる環境は、大学とは違う学びができました。

20代男性

たまたま流れに乗って受講してよかった。同期がいる安心感や助け合える関係が心強かったです。

50代女性



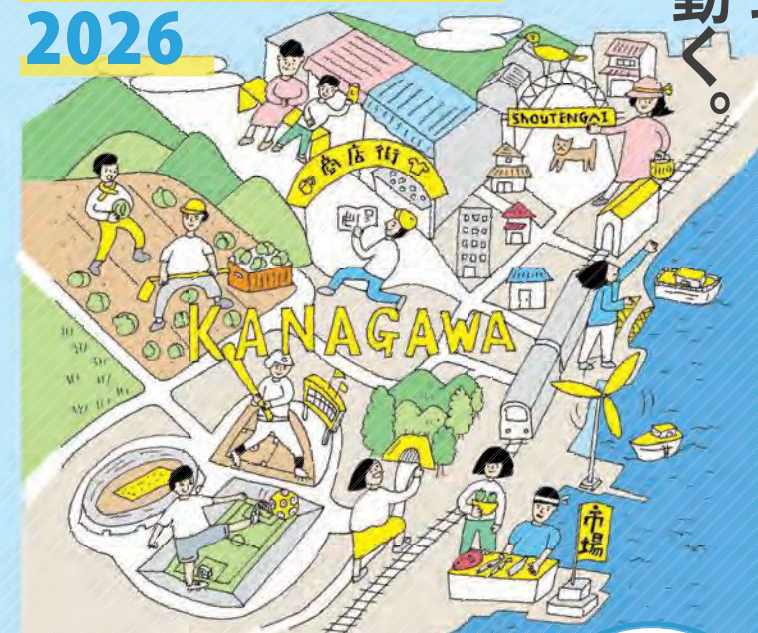
主催 神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 / 神奈川県役所 / NPO法人 親がめ
 協力 社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会



神奈川区 つながり まちづくり学校 2026

参加
無料保育
あり

私らしきで、
まちが動く。



受講生募集中

「知りたい」から「はじめる」まで
まざりあってオモシロい♪

開講期間

2026年10月18日(日)

と

2027年2月21日(日)

全5回

特別講演

まちづくりコーディネーター直伝！
「まちを耕す あいうえお」

法政大学 法学部政治学科
大学院公共政策研究科教授
杉崎 和久 氏

まちカフェ

地域と活動をマッチング！

地域のあらゆる人たちが
これからのまちづくりを
語り合う場

現場へGO！

実際の活動現場を訪問

地域で活動する
楽しさやおもしろさを
体験



詳細はこちら

私らしさで、まちが動く。

「まちづくり」に心がピンと響くいろいろな人が集まり、対話と交流を重ねながら、新しい活動のカタチを描いていく連続講座です。
 “こうなったらいいな”という思いを形にしていくなプロセスや対話の手法にふれ、地域の現場に向く体験から気づきが生まれます。
 これまでの経験や好きなことを活かしながら、あなたらしい関わり方を無理なく楽しめるように。個人でもチームでも、地域とつながる小さなきっかけを、一緒に見つけてみませんか。

第1講 10月18日(日) 時間 13:00-16:00 場所 かなーちえ 初めからオモシロい！「知り合う×すごろく」  ここから始まる「私らしさ」の第一歩。特製すごろくを通して楽しみながら自己紹介。本学を卒業した仲間(まち学バディ(*1))が伴走し、活動のタネを見つけます。	現場へGO！  地域のさまざまな「現場」へ出向く体験タイム。 見学先の紹介や日程については講座内でお知らせします。	第2講 11月15日(日) 時間 13:00-16:00 場所 かなーちえ ゲスト 法政大学法学部政治学科教授 杉崎和久氏 まちづくりコーディネーター直伝！「まちを耕すあいいうえお」 & 「まちカフェ」(*2)  地域づくりの基礎を楽しく学び、地域で「やってみたい」活動の土台をつくれます。	第3講 12月20日(日) 時間 13:00-16:00 場所 かなーちえ 活動のアイデアをチームで育てる ~私の根っこを見つけよう~  活動の原動力を再発見し、仲間の「想い」「得意」とつながり、アクションプラン(*3)への思いがふくらみます。	相談会  各々のアクションプランを実現するための相談会です。アイデアや情報を持ち寄りましょう。	第4講 1月24日(日) 時間 13:00-16:00 場所 かなーちえ 協力: 神奈川区社会福祉協議会 仲間の力を借りて活動をカタチに ~活動応援「この指とまれ！」~  神奈川区のまちについて学び、「やりたいこと」を地域につなげる作戦会議。	第5講 2月21日(日) 時間 13:00-17:00 場所 神奈川区役所 5階大会議室 【第1部】アクションプラン発表会  発表はゴールじゃない。活動の扉を開ける「私のアクションプラン」お披露目会 【第2部】まちカフェ(*2)  区制100周年を迎える神奈川区「推し」を「まちガチャ」に込めて、地域活動の輪を広げます。
--	--	---	---	---	--	---

(*3) アクションプラン: 自分のやりたいことを地域で実現するプロセスを具体的に描く活動計画書

地域づくりに欠かせない 5つの柱

- 1 対話力をつける**
地域活動に役立つコミュニケーション力を養う
- 2 知る力を育む**
地域の現状や様々な活動を知りアンテナを磨く
- 3 スキルを学ぶ**
アイスブレイク、ファシリテーションなどの技法を身につける
- 4 実践の場から感じる**
地域活動の魅力を体感、吸収する
- 5 ネットワークにつながる**
講座終了後も活きるネットワークづくり

卒業生(まち学バディ(*1))がサポート!



活動をともにしてきた卒業生は、これまでに261人。その仲間たちが、今では区内のさまざまな場所で活動しています。卒業生はアクションプランの実践や自治会町内会の活動を自主的に進めています。その卒業生を今期から「まち学バディ」と呼び、受講生のサポートを行います。受講生と「まち学バディ」がつながり、お互いの活動を応援し合います。



神奈川区
つながるまちの学校HP

まちカフェ(*2)で活動と地域をマッチングします!



卒業生や地域活動の実践者、自治会・町内会、地域企業、NPOなど、まちのさまざまな人たちが集い、知り合い、つながるきっかけをつくれます。
 第5講では、まちを活性化する取組みとして、「まちガチャ」のカプセルトイのアイデアをみんなで考えます。
 その過程で、神奈川区の魅力を改めて見つめ直し、地域活動をさらに盛り上げていきます。



総合ファシリテーター

NPO法人 親がめ 理事長 塚原 泉氏

第2講ゲスト

法政大学 法学部政治学科
大学院公共政策研究科 教授 杉崎 和久氏

【神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ】 JR東神奈川駅・京急東神奈川駅 徒歩3分
 ※ 日時・会場・講師・内容が一部変更になる場合があります。

「神奈川区デジタル活用交流勉強会」参加希望自治会町内会の募集について（依頼）

1 趣旨

神奈川区では、自治会町内会の情報発信力向上をサポートするため、ホームページの開設や運用について学べる講座を開催します。

「IT が苦手」「何から始めたらよいかわからない」といった方でも安心して参加いただける全 2 回の講座です。

つきましては、ホームページの開設等をご検討中の自治会町内会の皆様を対象に、講座への参加団体を募集します。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 定例会等で参加についてご検討をお願いします。

3 概要

（1）日時・会場・内容

	日時	会場	内容
基礎編	8 月 30 日（日） 9:30-12:30	神奈川区役所 本館 5 階大会議室	ホームページでできることを知る！先行事例と交流で学ぶデジタル情報発信の基本
実践編	9 月 13 日（日） ① 9:30-12:30 ② 14:00-17:00	神奈川区役所 本館 5 階交流室 （区民活動支援センター）	情報を「残し」「引き継ぐ」ホームページづくり体験！

（2）対象

神奈川区内自治会町内会関係者（役員・広報担当者など）

（3）定員

自治会町内会 14 団体（各 2 名まで）

（4）申込締切 8 月 24 日（月）

（5）講師

株式会社 LOCAL JAPAN 代表取締役 頼 栄明 氏

4 申込にあたって

7 月の配送便にて各自治会町内会長様あてチラシをお送りいたします。

申し込み方法は電子申請・メール・FAX のいずれかで、自治会町内会名、参加者全員の氏名・役職・連絡先、実践編の参加希望時間帯、参加動機を記入して神奈川区区政推進課までお申込みください。



電子申請システム

【申込・お問合せ先】

神奈川区役所区政推進課地域力推進担当：齋藤・柄本・後藤

電話：411-7026 FAX：314-8890

E メール：kg-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

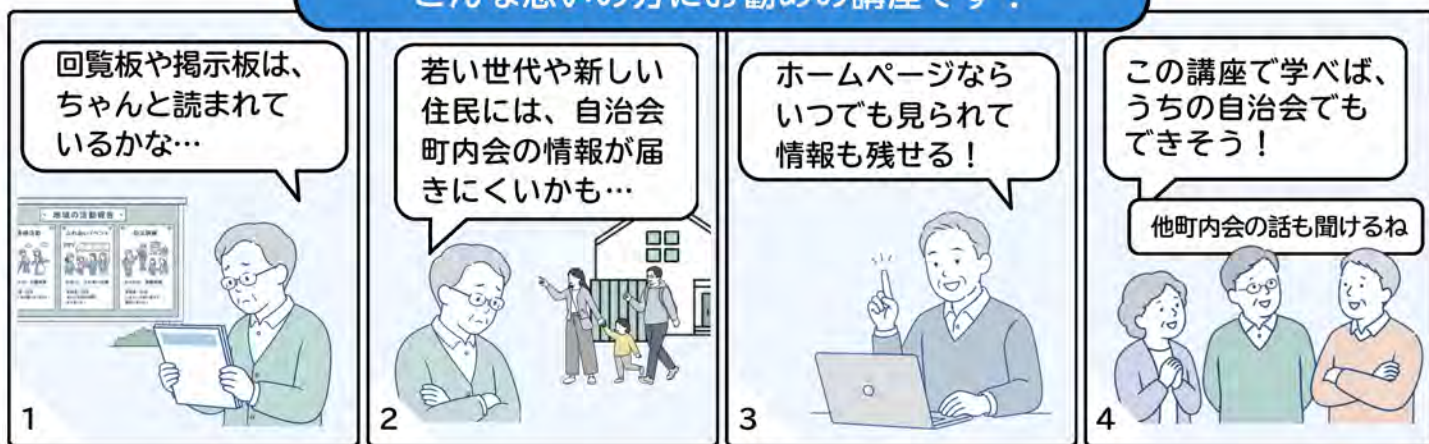
思ったより簡単!

参加者
限定
特典
あり

自治会町内会 ホームページ活用講座

～開設・運用～

こんな思いの方にお勧めの講座です!



第1回

【基礎編】 8月30日(日) 9:30～12:30

ホームページでできることを知る! 先行事例と交流で学ぶデジタル情報発信の基本

第2回

【実践編】 9月13日(日) ① 9:30～12:30 ② 14:00～17:00

情報を「残し」「引き継ぐ」ホームページづくり体験!
ITが苦手な方でも、安心してご参加いただけます。

(①②とも同一内容)



対象

- 区内自治会町内会関係者(役員・広報担当者など)
※各自治会町内会2名まで参加可
- 区内在住でデジタル情報発信に興味のある方

会場 神奈川県役所

参加費 無料

申込締切 8月24日(月)まで

定員 自治会町内会14団体

※応募多数の場合、抽選になることがあります。

詳しくは裏面をご覧ください

参加者限定特典!

特典1

ホームページマニュアル
自分で作れるホームページ
作成マニュアルです。



特典2

フォローアップ 限定5自治会町内会
講座修了後にアドバイザーを派遣
(2026年11月～2027年1月)し、自治会町内会
のホームページづくりをサポートします。

基礎編



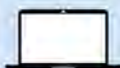
8月30日(日)
9:30~12:30

会場

神奈川区役所5階大会議室

自治会町内会に今なぜホームページが必要なのか、デジタル情報発信の基礎からホームページの具体的な活用とメリットデメリットまで、すごろくゲームを取り入れて楽しく学びます。
また、気になる～！他の自治会町内会のホームページ先行事例もご紹介します。

実践編



9月13日(日)
① 9:30~12:30
② 14:00~17:00

①②とも内容は同一です。
ご都合の良い回をお選びいただけます。

会場

神奈川区役所5階交流室
(WI-FIのご用意はあります)

あなたの自治会町内会のホームページをGoogleサイトで作る体験をします。「ホームページを作りたいけど、何から始めればいいのか分からない」「ITに詳しくなくても大丈夫？」そんなあなたにぜひご参加いただきたい実践編です。

【持ち物】 ノートパソコン ※PCの貸出しはありません。
Windows10以上又はmacOS対応
Google Chromeが使えるもの

【事前準備】 Googleアカウントをご用意ください
(個人アカウントでも可)

※全2回の連続講座です。どちらか1回のみの受講をご希望の場合は、担当までご相談ください。

講師

株式会社LOCAL JAPAN 代表取締役 頼 栄明 氏

地域情報サイトの運営やホームページ制作、LINE・SNS活用支援を行う、地域の情報発信の専門家。自治会町内会などのデジタル活用支援にも多数携わり、2025年には横浜市と連携協定を締結。初心者にもわかりやすく、実践しやすい講座を行っている。



申込み方法 電子申請、メール、FAXのいずれかで、下記の1～5
をご記入の上、神奈川区役所区政推進課へ、お申込みください。

【電子申請】



- 1 自治会町内会名
- 2 参加者全員の氏名・役職
- 3 連絡先（2名で参加する場合は、連絡担当者の電話番号・メールアドレス）
- 4 実践編の参加希望時間 ※①②いずれかで受講可。第1希望、第2希望の順にご記入ください。
- 5 参加動機（例：ホームページのメリットデメリットを知りたい／導入時に気をつけるポイント／他の自治会町内会と情報交換したい、など）

【メール】 kg-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

【FAX】 045-314-8890



※本講座ではGoogleサイトでホームページを作成しますが、区が推奨しているものではありません。



令和8年7月17日

地区連合町内会長 各位

神奈川区民まつり実行委員会
実行委員長 岐部 文明**令和8年度神奈川区民まつり分担金について（お願い）**

盛夏の候ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年の区民まつりでは、反町公園ににぎやかな声が響き、地域のつながりを再確認する機会となりました。今年についてもステージを設置する等、更に区民まつりを盛り上げていきたいと思っております。

つきましては、地区連合町内会からの分担金について、以下のとおり御協力をお願い申し上げます。

また、お手数をおかけしますが、各町内会分をとりまとめの上、振込にて下記金額を分担金として納入いただきますようお願い申し上げます。

なお、領収書は10月の区連会でお渡しします。

1 依頼金額（内訳は別途地区連合別にお送りします）

- (1) 地区連合
- ・ 構成団体が5以下 5,000円
 - ・ 〃 6以上9以下 10,000円
 - ・ 〃 10以上 20,000円
- (2) 自治会・町内会
- 1単会あたり 5,000円

※ 振込手数料については、ご負担をお願いいたします。

2 納入方法

- (1) 指定口座（神奈川区民まつり口座）へ振込

金融機関	横浜信用金庫 反町支店
口座種目	普通口座
口座番号	0478762
口座名義	かがりクミンまつりジツコウインカイ 神奈川区民まつり実行委員会

- (2) 事務局への持参

事務局へご持参される場合には、事前に電話連絡のうえ釣銭のないようご準備をお願いいたします。（※領収書の即時発行をご希望の場合は、事前にお申し付けください。）

裏面あり

3 納入期限

令和8年9月30日（水）までをお願いいたします。

《令和8年度神奈川区民まつり概要》

- 1 日時：令和8年10月11日（日）10時～15時30分
- 2 会場：反町公園・横浜銀行アイスアリーナ

問合せ先

神奈川区地域振興課 狩野、越田

TEL：045-411-7087

FAX：045-323-2502

令和 8 年 7 月 17 日

自治会・町内会長 各位

神奈川区民まつり実行委員会
実 行 委 員 長 岐部 文明

令和 8 年度神奈川区民まつり分担金について（お願い）

盛夏の候ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、去年の区民まつりでは、反町公園ににぎやかな声が響き、地域のつながりを再確認する機会となりました。今年についてもステージを設置する等、更に区民まつりを盛り上げていきたいと思っております。

令和 8 年 5 月 18 日に開催しました当実行委員会において、各自治会・町内会の分担金（5,000円）について、ご協力をお願いすることとなりました。つきましては、今年度も引き続き、御協力を頂きますようお願い申し上げます。

なお、分担金についてはお手数ではございますが、昨年度同様に地区連合会長あてにお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、領収書は10月の配送便でお送りします。

1 依頼金額

1 単会あたり 5,000円

2 納入方法

地区連合会長あてにお渡しください。

3 納入期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）までをお願いいたします。

《令和 8 年度神奈川区民まつり概要》

- 1 日時：令和 8 年 10 月 11 日（日）10 時～15 時 30 分
- 2 会場：反町公園・横浜銀行アイスアリーナ

問合せ先

神奈川区地域振興課 狩野、越田

TEL：045-411-7087

FAX：045-323-2502

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

お試しのつもりが 定期購入だった!

動画サイト広告を見て「お試し980円・定期縛りなし」と表示された美容クリームを注文した。2回目の商品と請求書が届き、**定期購入**と分かったので解約したい。

(相談者：60歳代女性)

「**1回限り**」のつもりが、実際は「**定期購入**」だった。という相談が増えています。「**定期縛りなし**」は「**最低購入回数の指定がない定期購入**」の可能性があります。

注文する前に、必ず最終確認画面で「**最低購入回数・支払総額・解約方法**」など**契約条件を確認**しましょう。

⚠️トラブル防止のポイント

- ✓ 広告画面や最終確認画面はスクリーンショット等で証拠として保存する!
- ✓ 1回限りで解約すると、定価との差額を請求される場合もあるので注意する!
- ✓ 定期購入は商品の受取拒否や返品をただけでは解約にならないので注意する!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00 土・日 9:00~16:45)